

豊島区地域防災計画 令和7年修正（案）

新旧対照表

※時点更新の数値等は記載省略

P22

02_第2部第1章 行政機関、区民及び事業者等の基本的責務

災対衛生部	管理課	医療連絡班	<p>(1) 区災害医療コーディネーター、医師会、<u>歯科医師会及び</u>医療機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 医療救護班の派遣要請及び総合調整に関すること。</p> <p>(3) 医療機関の状況の集約及び報告に関すること。</p> <p>(4) 緊急医療救護所、後方医療施設との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 応援医療救護班の受入れに関すること。</p>
-------	-----	-------	---

02_第2部第1章 行政機関、区民及び事業者等の基本的責務

災対衛生部	管理課	医療連絡班	<p>(1) 区災害医療コーディネーター、医師会、<u>歯科医師会、薬剤師会、看護師会、柔道整復師会及び</u>医療機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 医療救護班の派遣要請及び総合調整に関すること。</p> <p>(3) 医療機関の状況の集約及び報告に関すること。</p> <p>(4) 緊急医療救護所、後方医療施設との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 応援医療救護班の受入れに関すること。</p>
-------	-----	-------	--

P29

公共的団体等

【公共的団体等の役割】

機関の名称	事務または業務の大綱
豊島区民社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>豊島区民社会福祉協議会が管理する豊島区所有施設</u>の保全・管理に関すること。 ○<u>前段の施設に開設する防災拠点等の管理運営の協力に関すること。</u> ○災害ボランティアの登録、受入れ、配備に関すること。 ○その他災害の実情に応じて必要とされる業務に関すること。

公共的団体等

【公共的団体等の役割】

機関の名称	事務または業務の大綱
豊島区民社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>災害ボランティアセンターの設置、運営</u>に関すること。 ○災害ボランティアの登録、受入れ、<u>コーディネート</u>に関すること。 ○その他災害の実情に応じて必要とされる業務に関すること。

P32	<p>第2節 課題</p> <p>自助による区民の防災力</p> <p>○都が実施した調査（令和3年9月「消防に関する世論調査」及び令和4年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」）によれば、家具類の転倒防止等の対策を実施している割合は62.2%、家庭にある食料等で3日間以上の食事をとることができる割合は71.8%、災害用伝言ダイヤル又は災害用伝言板を知っている割合は70.9%となっている。</p> <p>○対策は浸透してきているが、引き続き、未実施者を中心に啓発活動を展開し、区民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。</p> <p>○また、過去の災害から、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており、避難所での着替えや授乳の問題など、女性に配慮した対策が必要である。</p>	<p>第2節 課題</p> <p>自助による区民の防災力</p> <p>○都が実施した調査（令和6年9月「消防に関する世論調査」及び令和4年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」）によれば、家具類の転倒防止等の対策を実施している割合は63.4%、家庭にある食料等で3日間以上の食事をとることができる割合は71.8%、災害用伝言ダイヤル又は災害用伝言板を知っている割合は70.9%となっている。</p> <p>○対策は浸透してきているが、引き続き、未実施者を中心に啓発活動を展開し、区民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。</p> <p>○また、過去の災害から、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており、避難所での着替えや授乳の問題など、女性に配慮した対策のほか、すべての人に対する性暴力防止対策が必要であるとともに、性的マイノリティへの配慮について日頃より理解を深めておくことが求められる。</p>
P33	<p>6 ボランティア活動の支援体制</p> <p>○また、被害想定では最大約4.8万人の避難者の発生が想定されており、首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう支援体制を整備するとともに、市民活動団体等と連携体制の構築を図る必要がある。</p> <p>2 地域による共助の推進</p> <p>○また、災害時の区民のニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進していく。また、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。</p>	<p>6 ボランティア活動の支援体制</p> <p>○また、被害想定では最大約4.8万人の避難者の発生が想定されている。区ではボランティアが円滑に活動できる支援体制の整備として、災害ボランティアセンター設置場所を決定した。今後は、市民活動団体等と連携体制の構築を図る必要がある。</p> <p>2 地域による共助の推進</p> <p>○また、区は災害時の区民のニーズにきめ細かく対応するため、地域で防災活動の核となる防災リーダー（防災士）、女性防災リーダー、防災サポーターの育成を推進していく。また、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。</p>

P34	<p>6 ボランティア活動の支援体制づくりの推進</p> <p>○災害時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都、地域の社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、<u>災害ボランティアコーディネーターの養成等により</u>、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。</p> <p>(2) 防災意識の啓発</p> <p>①対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○防災マップや防災パンフレット等の作成・配布 ○災害対策や防災情報のホームページへの掲載 ○災害時要援護者の把握、災害時要援護者名簿及び個別避難計画の作成 ○動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> ○防災マップや防災パンフレット等の作成・配布 ○災害対策や防災情報のホームページへの掲載 ○災害時要援護者の把握、災害時要援護者名簿及び個別避難計画の作成 ○動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施 	<p>6 ボランティア活動の支援体制づくりの推進</p> <p>○災害時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、<u>区は</u>都、地域の社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化し、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。</p> <p>(2) 防災意識の啓発</p> <p>①対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○防災マップや防災パンフレット等の作成・配布 ○<u>防災に関するイベントや講話での災害時の備えなどに関する普及啓発</u> ○災害対策や防災情報のホームページへの掲載 ○災害時要援護者の把握、災害時要援護者名簿及び個別避難計画の作成 ○動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> ○防災マップや防災パンフレット等の作成・配布 ○<u>防災に関するイベントや講話での災害時の備えなどに関する普及啓発</u> ○災害対策や防災情報のホームページへの掲載 ○災害時要援護者の把握、災害時要援護者名簿及び個別避難計画の作成 ○動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
	機関名	対策内容								
区	<ul style="list-style-type: none"> ○防災マップや防災パンフレット等の作成・配布 ○災害対策や防災情報のホームページへの掲載 ○災害時要援護者の把握、災害時要援護者名簿及び個別避難計画の作成 ○動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施 									
機関名	対策内容									
区	<ul style="list-style-type: none"> ○防災マップや防災パンフレット等の作成・配布 ○<u>防災に関するイベントや講話での災害時の備えなどに関する普及啓発</u> ○災害対策や防災情報のホームページへの掲載 ○災害時要援護者の把握、災害時要援護者名簿及び個別避難計画の作成 ○動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施 									
P38	<p>(3) 防災教育・防災訓練の充実</p> <p>①対策内容と役割分担</p> <p>○防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。</p>	<p>(3) 防災教育・防災訓練の充実</p> <p>①対策内容と役割分担</p> <p>○<u>区は</u>、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダー（<u>防災士</u>）、<u>女性防災リーダー</u>、<u>防災サポーター</u>を育てる防災教育を実施していく。</p>								

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災組織の育成指導 ○各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進 ○実践的な防災訓練（ペット同行避難訓練を含む）を通じた区民の防災行動力の向上の推進 ○関東地方測量部、都と連携した自然災害伝承碑の取組推進

P39 2 地域による共助の推進

○各機関は、地域防災組織に係る広報及び町会・自治会等の地域防災組織等の育成指導に力を入れ、地域防災組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

P51 2 地域による応急対策の実施

(2) 取組
 <<地域防災組織>>
 救出・救護活動

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災組織の育成指導 ○<u>防災リーダー（防災士）、女性防災リーダー、防災サポーターの育成</u> ○各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進 ○実践的な防災訓練（ペット同行避難訓練を含む）を通じた区民の防災行動力の向上の推進 ○関東地方測量部、都と連携した自然災害伝承碑の取組推進

2 地域による共助の推進

○各機関は、地域防災組織に係る広報及び町会・自治会等の地域防災組織等の育成指導に力を入れ、地域防災組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。

○特に区は、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダー（防災士）、女性防災リーダー、防災サポーターを育てる防災教育を実施する。

2 地域による応急対策の実施

(2) 取組
 <<地域防災組織>>
 救出・救護活動

<p>・地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。また、災害時要援護者については、名簿を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。</p>	<p>・<u>要救助者を発見した場合には、直ちに警察や消防に連絡する。警察や消防への連絡が見つからない場合は、周囲にいる人への声掛け又は最寄りの救援センターに連絡し、救助の要請を行う。</u></p> <p>・地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。また、災害時要援護者については、名簿を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。</p>
--	---

頁	修正前	修正後
P56	<p>第3章 安全な都市づくりの実現</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>1 木造住宅密集地域の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）</p> <p>(2) 不燃化特区推進事業</p> <p>令和2年3月に、都は「防災都市づくり推進計画の基本方針」を公表。基本方針の計画期間を令和3年度から令和12年度までとし、令和3年度から令和7年度までの新たな具体的な<u>整備計画</u>が令和2年度に策定された。これにより都は、令和2年度までの「木密地域不燃化10年プロジェクト」を終了とし、特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、10年間の重点的・集中的な取組として実施してきた不燃化特区制度の活用や特定整備路線の整備について、取組を5年間延長した。</p>	<p>第3章 安全な都市づくりの実現</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>1 木造住宅密集地域の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）</p> <p>(2) 不燃化特区推進事業</p> <p>令和2年3月に、都は「防災都市づくり推進計画の基本方針」を公表。基本方針の計画期間を令和3年度から令和12年度までとし、令和3年度から令和7年度までの新たな具体的な<u>整備プログラム</u>が令和2年度に策定された。これにより都は、令和2年度までの「木密地域不燃化10年プロジェクト」を終了とし、特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、10年間の重点的・集中的な取組として実施してきた不燃化特区制度の活用や特定整備路線の整備について、取組を5年間延長した。</p> <p><u>さらに、令和7年3月に、東京都は今までの取組により、防災性は着実に向上しているが、新たな視点で効果的な施策を展開し、不燃化を一層推進するため、「防災都市づくり推進計画の基本方針」を改定。計画期間を2026(令和8)年度から2035(令和17)年度に改め、整備地域、重点整備地域を見直すとともに、新たに防災環境向上地区を指定し、区市への支援を拡充して整備を一層促進するとしている。また、特定整備路線は2030(令和12)年度までに全線整備することを目標に掲げ、見直し指定された不燃化特区については、2030(令和12)年度まで支援を継続するとしている。</u></p>
P59	<p>(3) 小型消火ポンプ用水利の確保</p> <p>○このほか、民間井戸所有者の協力を得て、導水装置の取り付けを行い、水利の確保に努めている。<u>導水装置付民間井戸は、平成17年3月末現在278基である。</u></p>	<p>(3) 小型消火ポンプ用水利の確保</p> <p>○このほか、<u>救援センター</u>、民間井戸所有者の協力を得て、導水装置の取り付けを行い、水利の確保に努めている。</p>

P60	<p>第3節 対策の方向性</p> <p>1 木造住宅密集地域の不燃化促進</p> <p>都では、平成24年度に木密地域不燃化10年プロジェクトを立ち上げ、整備地域のなかで特に重点的・集中的に改善を図る地区を「不燃化特区」として指定し、都と区とが連携して不燃化を強力に推進している。木密地域不燃化10年プロジェクトは、令和3年3月31日に終了したが、不燃化特区制度の取組を令和7年度まで5年間延長することになったため、引き続き整備地域の不燃化の促進に取り組んでいく。</p> <p>また、震災時等における市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる、防災上効果の高い都施行の都市計画道路である特定整備路線について、地元の理解と協力を得ながら、着実に整備を進め、地域の防災性向上を図る</p>	<p>第3節 対策の方向性</p> <p>1 木造住宅密集地域の不燃化促進</p> <p>都では、平成24年度に木密地域不燃化10年プロジェクトを立ち上げ、整備地域のなかで特に重点的・集中的に改善を図る地区を「不燃化特区」として指定し、都と区とが連携して不燃化を強力に推進している。木密地域不燃化10年プロジェクトは、令和3年3月31日に終了したが、不燃化特区制度の取組は令和7年度まで5年間延長した。さらに、令和7年3月に都は今までの取組により、防災性は着実に向上しているが、新たな視点で効果的に施策を展開し、不燃化特区の支援を継続していることから、引き続き重点整備地域の不燃化の促進に取り組んでいく。</p> <p>また、震災時等における市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる、防災上効果の高い都施行の都市計画道路である特定整備路線について、地元の理解と協力を得ながら、着実に整備を進め、地域の防災性向上を図る。</p>
P61	<p>2 防災上重要な公共建築物及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進</p> <p>○豊島区耐震改修促進計画に基づき、以下の耐震化率を目標とする。</p> <p>民間住宅：<u>耐震性が不十分な住宅をおおむね解消</u>（令和7年度末）</p> <p>民間特定建築物：<u>95%</u>（令和7年度末）</p> <p>救援センター（防災上重要な区有建築物）：100%（完了）</p> <p>その他区有特定建築物：100%（完了）</p> <p>特定緊急輸送道路沿道建築物：<u>100%</u>（令和7年度末）</p> <p>一般緊急輸送道路沿道建築物：90%以上（令和7年度末）</p> <p>○地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する、特定緊急輸送道路について、都が掲げる目標（<u>令和7年度末までに総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消を目指す</u>）達成のために、重点的に耐震化を推進する。</p>	<p>2 防災上重要な公共建築物及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進</p> <p>○豊島区耐震改修促進計画に基づき、以下の耐震化率を目標とする。</p> <p>民間住宅：<u>耐震化率96%以上</u>（令和17年度末）</p> <p>民間特定建築物：<u>耐震化率92%以上</u>（令和17年度末）</p> <p>救援センター（防災上重要な区有建築物）：100%（完了）</p> <p>その他区有特定建築物：100%（完了）</p> <p>特定緊急輸送道路沿道建築物：<u>耐震化率90%以上</u>（令和17年度末）</p> <p>一般緊急輸送道路沿道建築物：<u>耐震化率90%以上</u>（令和17年度末）</p> <p>○地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する、特定緊急輸送道路について、都が掲げる目標達成のために、重点的に耐震化を推進する。</p>

P62	<p>第5節 具体的な取組【予防対策】</p> <p>1 安全に暮らせる都市づくり</p> <p>(1) 地域特性に応じた防災都市づくり</p> <p>②取組</p> <p>イ 学校の校庭等の整備</p> <p>○救援センターとしての安全性を高めるため、区立小中学校の校庭をはじめとする校地等の整備を促進する。学校改築時等に <u>マンホールトイレ</u> 及び応急給水栓を整備する。</p>								
P68	<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>(1) 建築物の耐震化の促進</p> <p>②取組</p> <p>ア 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化促進</p> <p>○令和 <u>3</u> 年 4 月に改定した豊島区耐震改修促進計画に基づき、民間住宅、民間建築物で多数の人が利用する建築物（特定建築物）、特定緊急輸送道路沿道建築物及び、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。</p> <p>【住宅・民間特定建築物・防災上重要な区有建築物の耐震化の現状と目標】</p> <table border="1" data-bbox="168 1204 1131 1412"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築物の種類</th> <th colspan="2">耐震化率</th> </tr> <tr> <th>令和 <u>2</u> 年度末</th> <th>目標令和 7 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間住宅</td> <td><u>92%</u></td> <td><u>耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する</u></td> </tr> </tbody> </table>	建築物の種類	耐震化率		令和 <u>2</u> 年度末	目標令和 7 年度末	民間住宅	<u>92%</u>	<u>耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する</u>
建築物の種類	耐震化率								
	令和 <u>2</u> 年度末	目標令和 7 年度末							
民間住宅	<u>92%</u>	<u>耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する</u>							

<p>第5節 具体的な取組【予防対策】</p> <p>1 安全に暮らせる都市づくり</p> <p>(1) 地域特性に応じた防災都市づくり</p> <p>②取組</p> <p>イ 学校の校庭等の整備</p> <p>○救援センターとしての安全性を高めるため、区立小中学校の校庭をはじめとする校地等の整備を促進する。学校改築時等に <u>災害用トイレ</u> 及び応急給水栓を整備する。</p>											
<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>(1) 建築物の耐震化の促進</p> <p>②取組</p> <p>ア 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化促進</p> <p>○令和 <u>8</u> 年 4 月に改定した豊島区耐震改修促進計画に基づき、民間住宅、民間建築物で多数の人が利用する建築物（特定建築物）、特定緊急輸送道路沿道建築物及び、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。</p> <p>【住宅・民間特定建築物・防災上重要な区有建築物の耐震化の現状と目標】</p> <table border="1" data-bbox="1164 1204 2128 1460"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築物の種類</th> <th colspan="2">耐震化率</th> </tr> <tr> <th>令和 <u>7</u> 年度末</th> <th>目標令和 <u>17</u> 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間住宅</td> <td><u>耐震化率 91.6%</u></td> <td><u>耐震化率 96%以上とする</u></td> </tr> <tr> <td>民間特定建築物</td> <td><u>耐震化率 88.6%</u></td> <td><u>耐震化率 92%以上とする</u></td> </tr> </tbody> </table>	建築物の種類	耐震化率		令和 <u>7</u> 年度末	目標令和 <u>17</u> 年度末	民間住宅	<u>耐震化率 91.6%</u>	<u>耐震化率 96%以上とする</u>	民間特定建築物	<u>耐震化率 88.6%</u>	<u>耐震化率 92%以上とする</u>
建築物の種類		耐震化率									
	令和 <u>7</u> 年度末	目標令和 <u>17</u> 年度末									
民間住宅	<u>耐震化率 91.6%</u>	<u>耐震化率 96%以上とする</u>									
民間特定建築物	<u>耐震化率 88.6%</u>	<u>耐震化率 92%以上とする</u>									

民間特定建築物	<u>86%</u>	<u>95%</u> 以上とする
特定緊急輸送道路沿道建築物	<u>82%</u>	<u>100%</u>
一般緊急輸送道路沿道建築物	<u>88%</u>	90%以上とする

イ 公共建築物等の耐震化

《区有施設（小・中学校以外）》

○耐震改修促進計画に基づき、特定建築物の耐震化を図るため、平成 29 年度までに 60 施設の耐震診断を実施し、55 施設の耐震性能の確認または耐震補強工事等の対策を行った。耐震化されていない 5 施設については今後、解体工事等を計画する。

《小・中学校等》

ウ 民間建築物の耐震化・不燃化・適正な維持管理

○住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。新耐震基準（昭和 56 年）以前に建てられた住宅・建築物等を対象に耐震診断・耐震改修助成を行い、耐震化の促進を図る。

エ 民間建築物の耐震診断・耐震改修

○不特定多数が利用する特定建築物（大規模な百貨店、ホテル、劇場等）については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく指導・助言、関係団体を通じた耐震化の働き掛け等により、重点的に耐震化を促進し、令和 7 年度までに耐震化率 95%を目指す。

		る
特定緊急輸送道路沿道建築物	<u>耐震化率 85.1%</u>	<u>耐震化率 90%以上とする</u>
一般緊急輸送道路沿道建築物	<u>耐震化率 86.2%</u>	<u>耐震化率 90%以上とする</u>

イ 公共建築物等の耐震化

《区有施設（小・中学校以外）》

○耐震改修促進計画に基づき、特定建築物の耐震化を図るため、平成 29 年度までに 60 施設の耐震診断を実施し、すべての施設の耐震性能の確認または耐震補強工事等の対策を行い、耐震化は完了している。

《小・中学校等》

ウ 民間建築物の耐震化・不燃化・適正な維持管理

○住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。2000 年基準（平成 12 年）以前に建てられた住宅・建築物等を対象に耐震診断・耐震改修助成を行い、耐震化の促進を図る。

エ 民間建築物の耐震診断・耐震改修

○不特定多数が利用する特定建築物（大規模な百貨店、ホテル、劇場等）については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく指導・助言、関係団体を通じた耐震化の働き掛け等により、重点的に耐震化を促進し、令和 17 年度までに耐震化率 92%を目指す。

P69

オ 住宅等（戸建住宅・マンション）の耐震化

○令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。

○新耐震基準（昭和56年）以前に建てられた住宅・建築物等を対象に耐震診断・耐震改修助成を行い、耐震化の促進を図る。

(2) エレベーター対策

②取組

ア エレベーター閉じ込め防止機能の向上

《区有施設》

○首都直下地震では、初期微動から本震までの猶予時間が短いため、閉じ込め防止装置が装備されているエレベーターでも防ぐことができない閉じ込めが発生することが想定される。閉じ込めが発生し、救出までに長時間を要する場合、閉じ込められた方が健康状態を損なうことなく救出を待つことができるようにするために、区有施設のエレベーターに防災キャビネットを設置している。災害時には、区有施設利用者の安全確保を、平常時には防災キャビネットの普及啓発を図る。

オ 住宅等（戸建住宅・マンション）の耐震化

○令和17年度末までに耐震化率96%以上を目指す。

○2000年基準（平成12年）以前に建てられた住宅・建築物等を対象に耐震診断・耐震改修助成を行い、耐震化の促進を図る。

(2) エレベーター対策

②取組

ア エレベーター閉じ込め防止機能の向上

《区有施設》

○首都直下地震では、初期微動から本震までの猶予時間が短いため、閉じ込め防止装置が装備されているエレベーターでも防ぐことができない閉じ込めが発生することが想定される。閉じ込めが発生し、救出までに長時間を要する場合、閉じ込められた方が健康状態を損なうことなく救出を待つことができるようにするために、区有施設のエレベーターに防災キャビネットの設置を進めている。災害時には、区有施設利用者の安全確保を、平常時には防災キャビネットの普及啓発を図る。

P76

カ 化学物質関連施設の安全化

機関名	対策内容
都環境局	○化学物質取扱施設の安全性向上 ○PCB 保管事業者の明確化

カ 化学物質関連施設の安全化

機関名	対策内容
<u>区</u> 都環境局	○化学物質取扱施設の安全性向上 ○PCB 保管事業者の明確化

<p>P78</p>	<p>カ 化学物質関連施設の安全化</p> <p><u>＜都環境局＞</u></p> <p>○化学物質を取り扱う全ての事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）で規定している化学物質適正管理指針に基づいて震災対策を講じる。更に、同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している化学物質管理方法書に震災対策を盛り込み記載する。加えて、「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」により対策の周知を徹底する。また、化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。</p> <p>○PCB の流出、拡散防止の観点から、PCB 廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握している PCB 機器の使用、保管状況について、区市町村との情報共有を図っていく。</p>	<p>カ 化学物質関連施設の安全化</p> <p><u>＜区＞＜都環境局＞</u></p> <p>○化学物質を取り扱う全ての事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）で規定している化学物質適正管理指針に基づいて震災対策を講じる。更に、同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している化学物質管理方法書に震災対策を盛り込み記載する。加えて、「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」により対策の周知を徹底する。また、化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。</p> <p><u>＜都環境局＞</u></p> <p>○PCB の流出、拡散防止の観点から、PCB 廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握している PCB 機器の使用、保管状況について、区市町村との情報共有を図っていく。</p>
<p>P80</p>	<p>2 社会公共施設等の応急対策</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <p>①社会公共施設等の応急危険度判定</p> <p>○地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。</p>	<p>2 社会公共施設等の応急対策</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <p>①社会公共施設等の応急危険度判定</p> <p>○地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。</p>

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○区立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請 ○社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施
社会公共施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援要請

(2) 取組

①社会公共施設等の応急危険度判定

ア 区立の公共建築物が被災した場合

○区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

○その判定が困難な場合、都本部に判定実施の支援を要請する。

○必要に応じて、「災害時における被災建築物応急危険度判定等に関する協定」を締結した東京都建築士事務所協会豊島支部に判定実施の支援を要請する。

○応急危険度判定技術者が不足する場合、区本部は他団体（他行政庁、民間団体）への協力を要請する。

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○区立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請 ○社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施 ○<u>避難所や一時滞在施設となる施設等において、緊急・応急的に建物の安全確認を行う必要があるが、応急危険度判定士等の専門家がすぐに点検できない場合には、建物の管理者等が、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針 平成27年2月 内閣府（防災担当）」等を参考に、緊急・応急的に建物の安全確認を実施</u>
社会公共施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援要請

(2) 取組

①社会公共施設等の応急危険度判定

ア 区立の公共建築物が被災した場合

○区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

○その判定が困難な場合、都本部に判定実施の支援を要請する。

○必要に応じて、「災害時における被災建築物応急危険度判定等に関する協定」を締結した東京都建築士事務所協会豊島支部に判定実施の支援を要請する。

○応急危険度判定技術者が不足する場合、区本部は他団体（他行政庁、民間団体）への協力を要請する。

P86	<p>⑥放射線等使用施設の応急措置</p> <p>イ 取組</p> <p>《区》</p> <p>○関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。</p> <p>住民に対する避難指示等</p> <p>住民の避難誘導</p> <p>救援センターの開設、避難住民の保護</p> <p>情報提供、関係機関との連絡</p>	<p><u>○避難所や一時滞在施設となる施設等において、緊急・応急的に建物の安全確認を行う必要があるが、応急危険度判定士等の専門家がすぐに点検できない場合には、建物の管理者等が、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針 平成27年2月 内閣府（防災担当）」等を参考に、緊急・応急的に建物の安全確認を実施する。</u></p> <p>⑥放射線等使用施設の応急措置</p> <p>イ 取組</p> <p>《区》</p> <p>○関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。</p> <p><u>施設周辺における放射線測定の実施</u></p> <p>住民に対する避難指示等</p> <p>住民の避難誘導</p> <p>救援センターの開設、避難住民の保護</p> <p>情報提供、関係機関との連絡</p>
-----	---	--

頁	修正前	修正後								
P95	<p>第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保</p> <p>第5節 具体的な取組【予防対策】</p> <p>1 道路・橋梁</p> <p>(2) 取組</p> <p>①道路・橋梁の安全確保等</p> <p>ウ 橋梁の調査・点検・補修</p> <p>○橋梁の耐震対策として平成 23 年度に長寿命化計画を策定し（平成 28 年度改定）、平成 27 年度までには全ての橋梁で健全度調査を実施した。今後、この計画及び調査結果により補修等を実施する。</p>	<p>第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保</p> <p>第5節 具体的な取組【予防対策】</p> <p>1 道路・橋梁</p> <p>(2) 取組</p> <p>①道路・橋梁の安全確保等</p> <p>ウ 橋梁の調査・点検・補修</p> <p>○橋梁の耐震対策として平成 23 年度に長寿命化計画を策定し（令和 4 年度改定）、5 年毎に全ての橋梁で健全度調査を実施している。今後、この計画及び調査結果により補修等を実施する。</p>								
P102	<p>6 電気・ガス・通信等</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1" data-bbox="136 775 1131 1018"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 775 421 823">機関名</th> <th data-bbox="427 775 1131 823">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 828 421 1018">東京ガスグループ</td> <td data-bbox="427 828 1131 1018"> <ul style="list-style-type: none"> ○ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 ○災害時における LP ガスの活用を促進 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 ○災害時における LP ガスの活用を促進 	<p>6 電気・ガス・通信等</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1137 775 2114 1018"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 775 1422 823">機関名</th> <th data-bbox="1429 775 2114 823">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 828 1422 1018">東京ガスグループ</td> <td data-bbox="1429 828 2114 1018"> <ul style="list-style-type: none"> ○ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上 ○移動式ガス発生設備による臨時供給
機関名	対策内容									
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 ○災害時における LP ガスの活用を促進 									
機関名	対策内容									
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 									
P104	<p>《東京ガスグループ》</p> <p>○供給設備</p> <p>導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。全ての地区ガバナーに SI センサーを設置し、揺れの大きさ（SI 値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備。</p>	<p>《東京ガスグループ》</p> <p>○供給設備</p> <p>導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。全ての地区ガバナーに SI センサーを設置し、揺れの大きさ（SI 値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。</p>								

【施設別安全化対策】		【施設別安全化対策】	
施設名	安全対策	施設名	安全対策
ガス製造設備	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。</u> 	製造施設	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保</u> ○<u>緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防波堤の設置、保安用電力の確保等の設備を行い、二次災害を防止</u>
ガス供給設備	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。</u> ○<u>また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。</u> 	供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強</u> ○<u>二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散など緊急対応設備を整備</u>
通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。</u> 	通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>グループ化された固定無線回線の整備</u> ○<u>可搬型無線回線の整備</u>
その他の安全設備	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>コンピュータ設備</u> ○<u>災害に備え、バックアップする体制を整備する。</u> ○<u>自家発電設備等</u> ○<u>常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u> ○<u>防災中枢拠点設備</u> ○<u>災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。</u> 	その他の安全設備	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>地震センサーの設置</u> ○<u>LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置</u> ○<u>安全装置付ガスメーターの設置</u> ○<u>建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置</u>

P122	5 電気・ガス・通信等 (1) 対策内容と役割分担	5 電気・ガス・通信等 (1) 対策内容と役割分担							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京ガスグループ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集 ○事業所設備等の点検 ○製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○被害推定に基づく応急措置 ○遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○資機材等の調達 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 ○<u>避難所等への LP ガス供給</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集 ○事業所設備等の点検 ○製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○被害推定に基づく応急措置 ○遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○資機材等の調達 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 ○<u>避難所等への LP ガス供給</u> 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京ガスグループ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集 ○事業所設備等の点検 ○製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○被害推定に基づく応急措置 ○遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○資機材等の調達 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	東京ガスグループ
機関名	対策内容								
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集 ○事業所設備等の点検 ○製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○被害推定に基づく応急措置 ○遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○資機材等の調達 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 ○<u>避難所等への LP ガス供給</u> 								
機関名	対策内容								
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集 ○事業所設備等の点検 ○製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○被害推定に基づく応急措置 ○遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○資機材等の調達 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 								
P124	(2) 業務の流れと取組 <<東京ガスグループ>> ○ <u>震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都 LP ガス協会が協力し、避難所等に LP ガスを救援物資として供給するよう努める。</u> <<NTT 東日本>>	(2) 業務の流れと取組 <<東京ガスグループ>> <<NTT 東日本>> <u>区は、NTT 東日本株式会社と締結した『災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定』及び関連細目協定書に基づき、災害時において帰宅困難者への情報提供・通信体制の整備、避難所等への特設公衆電話の設置・運用、情報連絡員の相互派遣、通信機器等の物資受け渡し・配備等について、相互連携体制を構築する。具体的な対応内容、役割分担、連絡体制、費用負担等は各協定書に基づき実施する。</u>							

頁	修正前	修正後																						
P137	<p>第5章 広域的な視点からの応急対応力強化</p> <p>第5節 具体的な取組【予防対策】</p> <p>1 初動対応体制の整備</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1" data-bbox="147 389 1057 718"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点の整備 ○災害応急活動施設の整備 ○災害対策要員の確保 ○職員の安否確認体制の構築 ○区本部運営訓練の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点の整備 ○災害応急活動施設の整備 ○災害対策要員の確保 ○職員の安否確認体制の構築 ○区本部運営訓練の実施 	<p>第5章 広域的な視点からの応急対応力強化</p> <p>第5節 具体的な取組【予防対策】</p> <p>1 初動対応体制の整備</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1151 357 2056 699"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点の整備 ○災害応急活動施設の整備 ○災害対策要員の確保 ○防災危機管理課兼務職員の指定 ○職員の安否確認体制の構築 ○区本部運営訓練の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点の整備 ○災害応急活動施設の整備 ○災害対策要員の確保 ○防災危機管理課兼務職員の指定 ○職員の安否確認体制の構築 ○区本部運営訓練の実施 														
機関名	対策内容																							
区	<ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点の整備 ○災害応急活動施設の整備 ○災害対策要員の確保 ○職員の安否確認体制の構築 ○区本部運営訓練の実施 																							
機関名	対策内容																							
区	<ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点の整備 ○災害応急活動施設の整備 ○災害対策要員の確保 ○防災危機管理課兼務職員の指定 ○職員の安否確認体制の構築 ○区本部運営訓練の実施 																							
P138	<p>(2) 取組</p> <p>ウ 災害応急活動施設の整備</p> <p>【災害応急活動施設】</p> <table border="1" data-bbox="147 959 1115 1401"> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>用途</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害応急活動拠点</td> <td>区本部、医療対策本部、震災復興本部</td> <td>豊島区役所本庁舎</td> </tr> <tr> <td>地域本部</td> <td>清和小学校、朋有小学校、西池袋中学校、南池袋小学校、目白小学校、長崎小学校、椎名町小学校、千早小学校、高松小学校、駒込小学校、池袋本町小中連携校、巣鴨小学校</td> </tr> <tr> <td>医療救護所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設種類	用途	対象施設	災害応急活動拠点	区本部、 医療対策本部 、震災復興本部	豊島区役所本庁舎	地域本部	清和小学校、朋有小学校、西池袋中学校、南池袋小学校、目白小学校、長崎小学校、椎名町小学校、千早小学校、高松小学校、駒込小学校、池袋本町小中連携校、巣鴨小学校	医療救護所		<p>(2) 取組</p> <p>ウ 災害応急活動施設の整備</p> <p>【災害応急活動施設】</p> <table border="1" data-bbox="1151 943 2114 1433"> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>用途</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害応急活動拠点</td> <td>区本部、医療対策本部、本部震災復興本部</td> <td>豊島区役所本庁舎</td> </tr> <tr> <td>医療対策本部</td> <td>保健所</td> </tr> <tr> <td>地域本部</td> <td>清和小学校、朋有小学校、西池袋中学校、南池袋小学校、目白小学校、長崎小学校、椎名町小学校、千早小学校、高松小学校、駒込小学校、池袋本町小中連携校、巣鴨小学校</td> </tr> <tr> <td>医療救護所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設種類	用途	対象施設	災害応急活動拠点	区本部、 医療対策本部 、 本部 震災復興本部	豊島区役所本庁舎	医療対策本部	保健所	地域本部	清和小学校、朋有小学校、西池袋中学校、南池袋小学校、目白小学校、長崎小学校、椎名町小学校、千早小学校、高松小学校、駒込小学校、池袋本町小中連携校、巣鴨小学校	医療救護所	
施設種類	用途	対象施設																						
災害応急活動拠点	区本部、 医療対策本部 、震災復興本部	豊島区役所本庁舎																						
	地域本部	清和小学校、朋有小学校、西池袋中学校、南池袋小学校、目白小学校、長崎小学校、椎名町小学校、千早小学校、高松小学校、駒込小学校、池袋本町小中連携校、巣鴨小学校																						
	医療救護所																							
施設種類	用途	対象施設																						
災害応急活動拠点	区本部、 医療対策本部 、 本部 震災復興本部	豊島区役所本庁舎																						
	医療対策本部	保健所																						
	地域本部	清和小学校、朋有小学校、西池袋中学校、南池袋小学校、目白小学校、長崎小学校、椎名町小学校、千早小学校、高松小学校、駒込小学校、池袋本町小中連携校、巣鴨小学校																						
	医療救護所																							

	土木施設の調査及び応急復旧活動拠点	道路工事事務所		土木施設の調査及び応急復旧活動拠点	道路工事事務所
	ごみ処理及びし尿処理 災害廃棄物処理活動拠点	豊島清掃事務所		ごみ処理及びし尿処理 災害廃棄物処理活動拠点	豊島清掃事務所
	避難施設	各区立小中学校、豊島体育館、南長崎スポーツセンター、みらい館大明		避難施設	各区立小中学校、豊島体育館、南長崎スポーツセンター、みらい館大明
	救助センター	各地域区民ひろば、各中高生センタージャンプ、千早スポーツフィールド (令和6年10月～)、各区立幼稚園、各地域文化創造館、巣鴨体育館、各都立高校、学校法人川村学園、学校法人十文字学園、学校法人学習院、学校法人東京音楽大学、学校法人立教学院、学校法人大正大学、学校法人帝京平成大学、学校法人後藤学園		救助センター	各区立小中学校、豊島体育館、南長崎スポーツセンター、みらい館大明
	補助救助センター	各地域区民ひろば、各中高生センタージャンプ、千早スポーツフィールド (令和6年10月～)、各区立幼稚園、各地域文化創造館、巣鴨体育館、各都立高校、学校法人川村学園、学校法人十文字学園、学校法人学習院、学校法人東京音楽大学、学校法人立教学院、学校法人大正大学、学校法人帝京平成大学、学校法人後藤学園		補助救助センター	各地域区民ひろば、各中高生センタージャンプ、千早スポーツフィールド、各区立幼稚園、各地域文化創造館、巣鴨体育館、各都立高校、学校法人川村学園、学校法人十文字学園、学校法人学習院、学校法人東京音楽大学、学校法人立教学院、学校法人大正大学、学校法人帝京平成大学、学校法人後藤学園
	福祉救助センター	【介護型】 各区内特別養護老人ホーム（菊かおる里、山吹の里、風かおる里、アトリエ村、池袋ほんちょうの里、ゆたか苑、シオンとしま、池袋敬心苑、千川の杜、東池袋桑の実園） 【障害型】 各区内施設（心身障害者福祉センター、駒込福祉作業所、目白福祉作業所、駒込生活実習所、目白生活実習所、都立大塚ろう学校、いけぶくろ茜の里、雑司谷デイサポー		福祉救助センター	【介護型】 各区内特別養護老人ホーム（菊かおる園、山吹の里、風かおる里、アトリエ村、池袋ほんちょうの郷、ゆたか苑、シオンとしま、池袋敬心苑、千川の杜、東池袋桑の実園） 【障害型】 各区内施設（心身障害者福祉センター、駒込福祉作業所、目白福祉作業所、駒込生活実習所、目白生活実習所、都立大塚ろう学校、いけぶくろ茜の里、雑司谷デイサポーター、福祉ホームさくらんぼ）

P139			トセンター) 【子育て支援・乳幼児対応型】 ・各区立保育園、東部子ども家庭支援センター、西部子ども家庭支援センター			【子育て支援・乳幼児対応型】 ・各区立保育園、東部子ども家庭支援センター、西部子ども家庭支援センター	
		帰宅困難者一時滞在施設 (区有施設及び都 有施設のみ記載)	としま区民センター、豊島区立芸術文化劇場、豊島区立舞台芸術交流センター、としま産業振興プラザ、健康プラザとしま、東京芸術劇場、池袋都民防災教育センター、労働相談情報センター池袋事務所、豊島市場、区内各都立高校		帰宅困難者一時滞在施設 (区有施設及び都 有施設のみ記載)	としま区民センター、豊島区立芸術文化劇場、豊島区立舞台芸術交流センター、としま産業振興プラザ、健康プラザとしま、東京芸術劇場、池袋都民防災教育センター、労働相談情報センター池袋事務所、豊島市場、区内各都立高校	
	受入施設	地域内輸送拠点	としまみどりの防災公園 日本通運株式会社江古田流通センター		受入施設	地域内輸送拠点	としまみどりの防災公園 日本通運株式会社江古田流通センター
		大規模救出救助活動拠点	豊島清掃工場			大規模救出救助活動拠点	豊島清掃工場
		ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地	としまみどりの防災公園、 学習院大学グラウンド			ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地	としまみどりの防災公園、 学習院大学グラウンド
		医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場	としまみどりの防災公園			医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場	としまみどりの防災公園
		遺体収容場所	区立雑司ヶ谷体育館			遺体収容場所	区立雑司ヶ谷体育館
							<u>災害ボランティアセンター</u>
					オ <u>防災危機管理課兼務職員の指定</u>		
					○ <u>防災危機管理課の勤務経験がある職員で、防災危機管理課の次に配属された部署に所属している期間に置いて、あらかじめ防災危機管理課への兼務を発令し、指令情報部長が命じる業務に従事する。</u>		

P139

オ 職員の安否確認体制の構築

○災害時には、短時間に多くの職員に連絡し、参集できる職員で対応する必要があることから、職員の安否確認体制だけでなく、職員の参集可否情報も迅速に収集する必要がある。また、災害発生直後には、電話の不通や通信規制による輻輳が想定されることから、安否確認手段の多様化を検討する。

カ 区災害対策本部開設・運営訓練の実施

○災害発生時に速やかに初動対応を確立し、適切な災害応急活動が行えるような区災害対策本部訓練を実施する。また、区災害対策各部の活動方針や対策の決定等、被害状況を想定した図上訓練等を行う。
○また、防災関係機関相互の連携体制を確立することを目的とする防災訓練を実施する。

カ 職員の安否確認体制の構築

○また、令和7年度から全職員（配慮申請承認者及び会計年度任用職員を除く）を対象として、自宅から勤務場所までの登庁ルート、登庁所要時間及び登庁中における留意点の把握を目的とした「非常参集訓練」を実施している。

○災害時には、短時間に多くの職員に連絡し、参集できる職員で対応する必要があることから、職員の安否確認だけでなく、職員の参集可否情報も迅速に収集する必要がある。令和6年度から災害時の安否確認及び参集可否を確認できるシステム「すぐ参集」を導入し、「職員安否・参集確認システム操作訓練」を実施している。また、災害発生直後には、電話の不通や通信規制による輻輳が想定されることから、安否確認手段の多様化を検討する。

キ 区本部開設・運営訓練の実施

○災害発生時に速やかに初動対応を確立し、適切な災害応急活動が行えるような区本部訓練を実施する。また、区災害対策各部の活動方針や対策の決定等、被害状況を想定した図上訓練等を行う。
○また、防災関係機関相互の連携体制を確立することを目的とする防災訓練を実施する。

P149

オ 区本部の配備態勢

○区本部長は、災害の程度に応じて、以下の配備態勢を発令する。

種別	参集職員	業務
初動態勢	<input type="checkbox"/> 防災危機管理課職員 <input type="checkbox"/> 災害対策要員 <input type="checkbox"/> その他指名された職員	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集・伝達等
緊急 配備態勢	<input type="checkbox"/> 防災危機管理課職員 <input type="checkbox"/> 災害対策要員 <input type="checkbox"/> 防災危機管理課兼務職員 <input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> 緊急配備職員 専門業務従事職員 その他業務従事職員	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集・伝達 <input type="checkbox"/> 区本部の開設 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者対策等
	<input type="checkbox"/> 防災危機管理課職員 <input type="checkbox"/> 災害対策要員 <input type="checkbox"/> 防災危機管理課兼務職員 <input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> 緊急配備職員 救援センター配備職員 専門業務従事職員 その他業務従事職員	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集・伝達 <input type="checkbox"/> 区本部の開設 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者対策 <input type="checkbox"/> 救援センター開設準備・開設等

オ 区本部の配備態勢

○本部長は、災害の程度に応じて、以下の配備態勢を発令する。

種別	参集職員	業務
初動態勢	<input type="checkbox"/> 防災危機管理課職員 <input type="checkbox"/> 災害対策要員 <input type="checkbox"/> その他通常の行政組織における部長が指名した職員	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集・伝達等
緊急 配備態勢	<input type="checkbox"/> 防災危機管理課職員 <input type="checkbox"/> 災害対策要員 <input type="checkbox"/> 防災危機管理課兼務職員 <input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者対策要員 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設要員 <input type="checkbox"/> その他通常の行政組織における部長が指名した職員	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集・伝達 <input type="checkbox"/> 区本部の開設 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者対策等
	<input type="checkbox"/> 防災危機管理課職員 <input type="checkbox"/> 災害対策要員 <input type="checkbox"/> 防災危機管理課兼務職員 <input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者対策要員 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設要員 <input type="checkbox"/> 救援センター配備職員 <input type="checkbox"/> その他通常の行政組織における部長が指名した職員	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集・伝達 <input type="checkbox"/> 区本部の開設 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者対策 <input type="checkbox"/> 救援センター開設準備・開設等

P151	<p>ク 職員の配置及び服務等 (ウ) 職員の被服</p> <p>○<u>本部職員は、災害等が発生し、または発生するおそれがある場合、直ちに災害応急対応に従事できるよう防災服を着用することを原則とする。ただし、災害時の状況によりそれが困難な場合にはその限りではない。</u></p>	<p>ク 職員の配置及び服務等 (ウ) 職員の被服</p> <p>○災害応急活動に従事する際は、私服に本部が用意するビブスを着用する。 ○ただし、本部員、区本部で従事する本部職員及び防災危機管理課長が防災服の着用が必要と判断した業務に従事する職員については、<u>防災服を着用する。</u></p>
------	--	---

頁	修正前	修正後								
P163	<p>第6章 情報通信の確保</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制</p> <p>○区本部を中心とした通信連絡体制として、救援センターとなる区立小中学校等、警察署、消防署、ライフライン関連機関等に<u>移動系防災行政無線 (IP 無線)</u>を配付し、災害時における情報共有体制を構築している。</p> <p>○また、東京都防災行政無線網（無線電話、無線ファクシミリ、災害情報システム、画像伝送システム）により、都との通信手段を確保している。</p>	<p>第6章 情報通信の確保</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制</p> <p>○区本部を中心とした通信連絡体制として、救援センターとなる区立小中学校等、警察署、消防署、ライフライン関連機関等に IP 無線を配付し、災害時における情報共有体制を構築している。</p> <p>○<u>令和7年度には総合防災システムを再整備し、庁内各部署からの被害報告や部署間の指示連絡をシステムで一元集約できる体制を構築している。</u></p> <p>○また、東京都防災行政無線網（無線電話、無線ファクシミリ、災害情報システム、画像伝送システム）により、都との通信手段を確保している。</p>								
P163	<p>2 住民等への情報提供</p> <p>【区民への情報提供手段】</p> <table border="1" data-bbox="147 871 1131 1139"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 871 356 919">設置者</th> <th data-bbox="356 871 1131 919">情報提供手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 924 356 1139">区</td> <td data-bbox="356 924 1131 1139"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区ホームページ ○ 区公式 SNS ○ 豊島区安全・安心メール </td> </tr> </tbody> </table>	設置者	情報提供手段	区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区ホームページ ○ 区公式 SNS ○ 豊島区安全・安心メール 	<p>2 住民等への情報提供</p> <p>【区民への情報提供手段】</p> <table border="1" data-bbox="1149 871 2130 1139"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 871 1357 919">設置者</th> <th data-bbox="1357 871 2130 919">情報提供手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 924 1357 1139">区</td> <td data-bbox="1357 924 2130 1139"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区ホームページ ○ <u>同報系防災行政無線屋外拡声器</u> ○ 区公式 SNS ○ 豊島区安全・安心メール </td> </tr> </tbody> </table>	設置者	情報提供手段	区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区ホームページ ○ <u>同報系防災行政無線屋外拡声器</u> ○ 区公式 SNS ○ 豊島区安全・安心メール
設置者	情報提供手段									
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区ホームページ ○ 区公式 SNS ○ 豊島区安全・安心メール 									
設置者	情報提供手段									
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区ホームページ ○ <u>同報系防災行政無線屋外拡声器</u> ○ 区公式 SNS ○ 豊島区安全・安心メール 									

P164	<p>第2節 課題</p> <p>2 住民等への情報提供</p> <p>○同報系防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくい等情報提供手段は一つの手段では確実とは言い難いため、複数の手段や他媒体の活用等により、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。</p> <p><u>○現行の体制においては、情報の収集や、収集した情報の登録をすべて手作業で行っているため、災害規模や参集人員によっては、情報の集約までに時間を要してしまう。その結果として、住民等への情報伝達にも遅れが生じてしまうことが懸念される。</u></p>	<p>第2節 課題</p> <p>2 住民等への情報提供</p> <p>○同報系防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくい等情報提供手段は一つの手段では確実とは言い難いため、複数の手段や他媒体の活用等により、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。</p>
P164	<p>第3節 対策の方向性</p> <p>1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡</p> <p>○総合防災システム<u>の再構築に加え、それを</u>補完する様々な通信手段を配備する等して、行政機関内の情報連絡体制を確保する。</p> <p>○<u>新</u>総合防災システムを活用し、庁内の情報共有と災害対応、指揮命令等のさらなる迅速化を図る。</p> <p><u>○総合防災システムの再構築にあたっては、被害状況や対応状況等を迅速かつ正確に収集・集約・分析できるようにするため、AIやSNS分析システム等、最新の情報通信技術を活用したシステムの導入を検討する。</u></p>	<p>第3節 対策の方向性</p> <p>1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡</p> <p>○総合防災システム<u>を</u>補完する様々な通信手段を配備する等し、行政機関内の情報連絡体制を確保する。</p> <p>○総合防災システムを活用し、<u>被害状況や対応状況等を迅速かつ正確な収集・集約・分析を行うことで</u>、庁内の情報共有、災害対応、指揮命令の更なる迅速化を図る。</p>
P165	<p>第4節 到達目標</p> <p>1 情報連絡・収集・提供体制の強化</p> <p>○被害情報や対応状況等を的確に収集・集約・分析したうえで、初動時の適切な意思決定や情報共有を行い、区民や関係機関への迅速な情報提供ができるような総合防災システムを再構築する。</p>	<p>第4節 到達目標</p> <p>1 情報連絡・収集・提供体制の強化</p> <p>○<u>再整備した総合防災システムを用いて</u>、被害情報や対応状況等を的確に収集・集約・分析したうえで、初動時の適切な意思決定や情報共有を行い、区民や関係機関への迅速な情報提供<u>ができる体制を構築</u>する。</p>

P166 第5節 具体的な取組【予防対策】

1 情報通信連絡体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○総合防災システムの再構築

(2) 取組

①総合防災システムの再構築

○区民の安全・安心を確保するため、情報収集、意思決定並びに情報共有や発信機能等を一元管理・運用する、耐災害性を備えた総合防災システムを再構築する。

○システム導入により省力化が可能な業務について、他の災害対応に係る人員配置を厚くする等、配備態勢やBCPを含めた大局的な検討を行う。

②防災行政無線の整備

ア 同報系防災行政無線

○令和3年度にデジタル化工事が完了しており、令和6年1月現在、屋外受信子局は76局、戸別受信機は654台を整備している。

イ 移動系防災行政無線（IP無線）

○令和6年1月現在280台のIP無線を、救援センター、帰宅困難者対策拠点等の災害対策拠点や防災関連機関に配置し、情報連絡体制の強化を図っている。

P166

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 情報通信連絡体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○総合防災システムの再整備

(2) 取組

①総合防災システムの再整備

○令和7年度に総合防災システムの再整備を実施した。区民の安全・安心を確保するため、総合防災システムを用いて、情報収集、意思決定並びに情報共有や発信機能等を一元管理・運用する。

○総合防災システムにより省力化が可能な業務について、他の災害対応に係る人員配置を厚くする等、配備態勢やBCPを含めた大局的な検討を行う。

②防災行政無線の整備

ア 同報系防災行政無線

○令和3年度にデジタル化工事が完了しており、令和7年12月現在、屋外受信子局は76局、戸別受信機は654台を整備している。

イ IP無線

○令和7年12月現在280台のIP無線を、救援センター、帰宅困難者対策拠点等の災害対策拠点や防災関連機関に配置し、情報連絡体制の強化を図っている。

P172	<p>第6節 具体的な取組【応急対策】</p> <p>2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）</p> <p>(2) 業務手順</p> <p>○<u>災害対策本部</u>設置時には、各関係機関より1～2名程度リエゾンが自動参集し、各所属と区の間の情報連携を行う。</p> <p>○区側の情報は、総合防災システムや災害対策本部に集約され、リエゾンはシステム及び掲示物、報告資料より情報を収集する。</p> <p>○関係機関の情報は、電話やメール等によりリエゾンが収集し、区<u>災害対策本部</u>へ報告する。</p> <p>○連携して対応が必要な業務については、協議・調整のうえ対応する。</p>	<p>第6節 具体的な取組【応急対策】</p> <p>2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）</p> <p>(2) 業務手順</p> <p>○ <u>区本部</u>設置時には、各関係機関より1～2名程度リエゾン（<u>防災関係機関から派遣される連絡調整要員</u>）が自動参集し、各所属と区の間の情報連携を行う。</p> <p>○区側の情報は、総合防災システムや<u>区本部</u>に集約され、リエゾンはシステム及び掲示物、報告資料より情報を収集する。</p> <p>関係機関の情報は、電話やメール等によりリエゾンが収集し、<u>区本部</u>へ報告する。</p> <p>○連携して対応が必要な業務については、協議・調整のうえ対応する。</p>
P173	<p>(3) 取組</p> <p>①情報収集・伝達</p> <p>イ 情報の収集</p> <p>○情報収集手段は以下のとおりである。なお、被害状況により有線系情報手段が使用できなくなる場合には、無線系情報収集手段を中心に情報収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都本部、各警察署、各消防署等の関係機関 ・防災行政無線 ・消防無線 ・アマチュア無線 ・災害時優先電話及びFAX回線 ・総合防災システム（<u>映像表示機能</u>） ・区職員による情報収集（参集途中で周囲の情報を収集し、区本部に報告する。） 	<p>(3) 取組</p> <p>①情報収集・伝達</p> <p>イ 情報の収集</p> <p>○情報収集手段は以下のとおりである。なお、被害状況により有線系情報手段が使用できなくなる場合には、無線系情報収集手段を中心に情報収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都本部、各警察署、各消防署等の関係機関 ・防災行政無線 ・消防無線 ・アマチュア無線 ・災害時優先電話及びFAX回線 ・総合防災システム ・区職員による情報収集（参集途中で周囲の情報を収集し、区本部に報告する。）

P174	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災組織による情報収集 ・ラジオ、テレビ、インターネット ・SNS <p>ウ 情報の報告</p> <p>○災対各部は、災害が発生してから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況、所管業務の活動状況等を IP 無線、Skype、メール等で随時報告するとともに、とりまとめた情報は総合防災システムにより区本部へ報告する。</p> <p>○総合防災システムにより報告できない場合は、指定の様式により報告する。</p> <p>※災害情報の収集伝達及び被害状況の収集結果報告等の様式(資料編 P36)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災組織による情報収集 ・ラジオ、テレビ、インターネット ・SNS <p>ウ 情報の報告</p> <p>○災対各部は、災害が発生してから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況、所管業務の活動状況等を IP 無線、電話、メール等で随時報告するとともに、とりまとめた情報は総合防災システムにより区本部へ報告する。</p> <p>○総合防災システムにより報告できない場合は、指定の様式により報告する。</p> <p>※災害情報の収集伝達及び被害状況の収集結果報告等の様式(資料編 P36)</p>
------	--	---

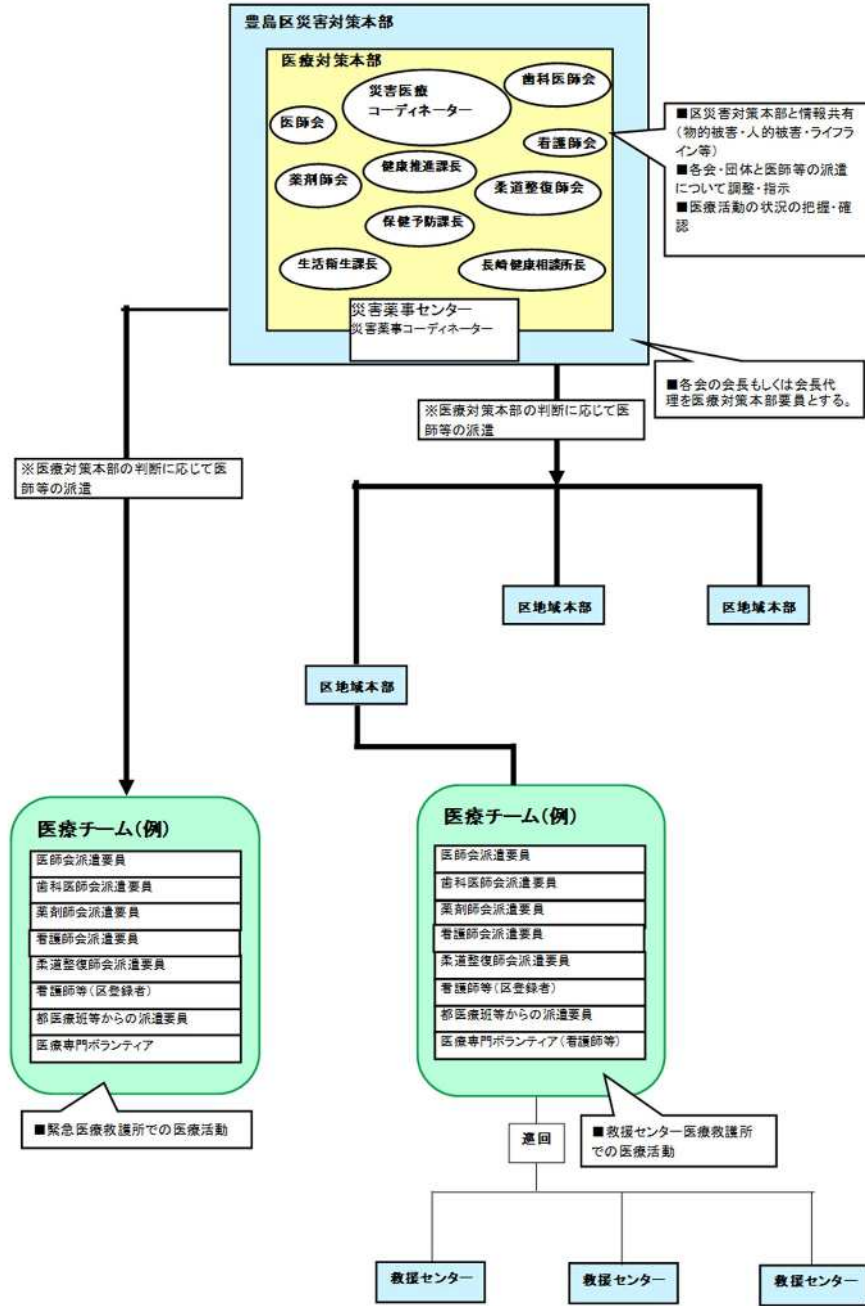
P176	3 広報体制							
	(2) 取組							
	①区の広報活動							
	イ 区民への情報発信等							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>広報内容</th> <th>手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災直後</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○区民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に広報する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生と被害状況 ・区本部の震災対策状況 ・区民に対する避難指示等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助活動状況 ・電気、ガス、水道、電話等の状況 ・公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況 ・都、警察、消防、自衛隊等の関係機関の震災対策状況 ・支援情報(救援センター、緊急医療救護所、物資配布、給水・給食、その他避難生活情報) ・ごみ、災害廃棄物に関する情報 ・安否情報 ・遺体収容所情報 ・デマ情報に関する注意喚起 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線 ○区ホームページ ○豊島区安全・安心メール ○テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報 ○区公式 SNS </td> </tr> </tbody> </table>	時期	広報内容	手段	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ○区民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に広報する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生と被害状況 ・区本部の震災対策状況 ・区民に対する避難指示等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助活動状況 ・電気、ガス、水道、電話等の状況 ・公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況 ・都、警察、消防、自衛隊等の関係機関の震災対策状況 ・支援情報(救援センター、緊急医療救護所、物資配布、給水・給食、その他避難生活情報) ・ごみ、災害廃棄物に関する情報 ・安否情報 ・遺体収容所情報 ・デマ情報に関する注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線 ○区ホームページ ○豊島区安全・安心メール ○テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報 ○区公式 SNS 	
時期	広報内容	手段						
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ○区民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に広報する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生と被害状況 ・区本部の震災対策状況 ・区民に対する避難指示等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助活動状況 ・電気、ガス、水道、電話等の状況 ・公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況 ・都、警察、消防、自衛隊等の関係機関の震災対策状況 ・支援情報(救援センター、緊急医療救護所、物資配布、給水・給食、その他避難生活情報) ・ごみ、災害廃棄物に関する情報 ・安否情報 ・遺体収容所情報 ・デマ情報に関する注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線 ○区ホームページ ○豊島区安全・安心メール ○テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報 ○区公式 SNS 						

	3 広報体制							
	(2) 取組							
	①区の広報活動							
	イ 区民への情報発信等							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>広報内容</th> <th>手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災直後</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○区民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に広報する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生と被害状況 ・区本部の震災対策状況 ・区民に対する避難指示等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助活動状況 ・電気、ガス、水道、電話等の状況 公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況 ・都、警察、消防、自衛隊等の関係機関の震災対策状況 ・支援情報(救援センター、緊急医療救護所、物資配布、給水・給食、その他避難生活情報) ・ごみ、災害廃棄物に関する情報 ・各種呼びかけ(携帯トイレの使用、自動車の使用禁止、要配慮者の安否確認) ・帰宅困難者への一斉帰宅抑制 ・安否情報 ・遺体収容所情報 ・デマ情報に関する注意喚起 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線 ○区ホームページ ○豊島区安全・安心メール ○テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報 ○区公式 SNS ○としま保護者連絡ツール「すぐーる」 </td> </tr> </tbody> </table>	時期	広報内容	手段	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ○区民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に広報する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生と被害状況 ・区本部の震災対策状況 ・区民に対する避難指示等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助活動状況 ・電気、ガス、水道、電話等の状況 公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況 ・都、警察、消防、自衛隊等の関係機関の震災対策状況 ・支援情報(救援センター、緊急医療救護所、物資配布、給水・給食、その他避難生活情報) ・ごみ、災害廃棄物に関する情報 ・各種呼びかけ(携帯トイレの使用、自動車の使用禁止、要配慮者の安否確認) ・帰宅困難者への一斉帰宅抑制 ・安否情報 ・遺体収容所情報 ・デマ情報に関する注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線 ○区ホームページ ○豊島区安全・安心メール ○テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報 ○区公式 SNS ○としま保護者連絡ツール「すぐーる」 	
時期	広報内容	手段						
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ○区民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に広報する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生と被害状況 ・区本部の震災対策状況 ・区民に対する避難指示等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助活動状況 ・電気、ガス、水道、電話等の状況 公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況 ・都、警察、消防、自衛隊等の関係機関の震災対策状況 ・支援情報(救援センター、緊急医療救護所、物資配布、給水・給食、その他避難生活情報) ・ごみ、災害廃棄物に関する情報 ・各種呼びかけ(携帯トイレの使用、自動車の使用禁止、要配慮者の安否確認) ・帰宅困難者への一斉帰宅抑制 ・安否情報 ・遺体収容所情報 ・デマ情報に関する注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線 ○区ホームページ ○豊島区安全・安心メール ○テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報 ○区公式 SNS ○としま保護者連絡ツール「すぐーる」 						

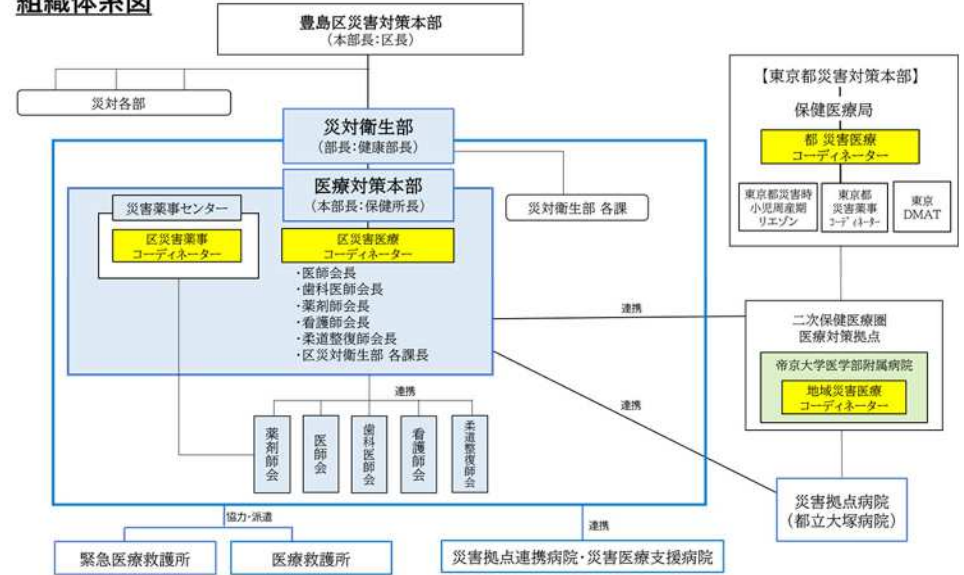
P181	<p>4 広聴体制 (2) 取組</p> <p>≪区≫</p> <p>○救援センター配備職員は、救援センター開設期間中は、相談、要望及び苦情等を受けた場合、救援センター設置の「被災者支援メニューブック」等を基に<u>対応</u>し、不明点等がある場合は、関係機関へ連絡し解決を図る。</p>	<p>4 広聴体制 (2) 取組</p> <p>≪区≫</p> <p>○救援センター配備職員は、救援センター開設期間中は、相談、要望及び苦情等を受けた場合、救援センター開設キットの「<u>相談記録シート</u>」等を<u>活用</u>し、不明点等がある場合は、関係機関へ連絡し解決を図る。</p>
------	---	--

頁	修正前	修正後								
P183	<p>第7章 医療救護・保健等対策</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>1 初動医療体制の確立</p> <table border="1" data-bbox="147 293 1106 842"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 293 622 357">参集基準</th> <th data-bbox="622 293 1106 357">医療対策本部人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 357 622 842"> <p>○区において震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>○その他、状況により区長が必要と認めたとき</p> </td> <td data-bbox="622 357 1106 842"> <p>○医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会・柔道整復師会の会長、区災害医療コーディネーター、<u>生活衛生課長、保健予防課長、健康推進課長、長崎健康相談所長</u>とする</p> <p>○各会の会長が参集できない場合は、会長の代理1名とする</p> <p>○医療対策本部の本部長は、<u>医師会長（医師会長代理）</u>とする</p> <p>○<u>区の保健所</u>職員</p> </td> </tr> </tbody> </table>	参集基準	医療対策本部人員	<p>○区において震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>○その他、状況により区長が必要と認めたとき</p>	<p>○医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会・柔道整復師会の会長、区災害医療コーディネーター、<u>生活衛生課長、保健予防課長、健康推進課長、長崎健康相談所長</u>とする</p> <p>○各会の会長が参集できない場合は、会長の代理1名とする</p> <p>○医療対策本部の本部長は、<u>医師会長（医師会長代理）</u>とする</p> <p>○<u>区の保健所</u>職員</p>	<p>第7章 医療救護・保健等対策</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>1 初動医療体制の確立</p> <table border="1" data-bbox="1151 293 2110 842"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 293 1626 357">参集基準</th> <th data-bbox="1626 293 2110 357">医療対策本部人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 357 1626 842"> <p>○区において震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>○その他、状況により区長が必要と認めたとき</p> </td> <td data-bbox="1626 357 2110 842"> <p>○医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会・柔道整復師会の会長、区災害医療コーディネーター、<u>災対衛生部各課長</u>とする</p> <p>○各会の会長が参集できない場合は、会長の代理1名とする</p> <p>○医療対策本部の本部長は、<u>保健所長</u>とする</p> <p>○<u>区災対衛生部</u>職員</p> </td> </tr> </tbody> </table>	参集基準	医療対策本部人員	<p>○区において震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>○その他、状況により区長が必要と認めたとき</p>	<p>○医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会・柔道整復師会の会長、区災害医療コーディネーター、<u>災対衛生部各課長</u>とする</p> <p>○各会の会長が参集できない場合は、会長の代理1名とする</p> <p>○医療対策本部の本部長は、<u>保健所長</u>とする</p> <p>○<u>区災対衛生部</u>職員</p>
参集基準	医療対策本部人員									
<p>○区において震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>○その他、状況により区長が必要と認めたとき</p>	<p>○医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会・柔道整復師会の会長、区災害医療コーディネーター、<u>生活衛生課長、保健予防課長、健康推進課長、長崎健康相談所長</u>とする</p> <p>○各会の会長が参集できない場合は、会長の代理1名とする</p> <p>○医療対策本部の本部長は、<u>医師会長（医師会長代理）</u>とする</p> <p>○<u>区の保健所</u>職員</p>									
参集基準	医療対策本部人員									
<p>○区において震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>○その他、状況により区長が必要と認めたとき</p>	<p>○医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会・柔道整復師会の会長、区災害医療コーディネーター、<u>災対衛生部各課長</u>とする</p> <p>○各会の会長が参集できない場合は、会長の代理1名とする</p> <p>○医療対策本部の本部長は、<u>保健所長</u>とする</p> <p>○<u>区災対衛生部</u>職員</p>									

医療体系図



組織体系図



P185	3	医療施設等の基盤整備	
	【区内の災害拠点病院等】		
	指定区分	説明	指定病院
	災害拠点病院	○主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	都立大塚病院（区内1か所）
災害拠点連携病院	○主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院	池袋病院、一心病院、 <u>大同病院</u> 、 <u>豊島中央病院</u> 、長汐病院（区内 <u>5か所</u> ）	
災害医療支援病院	○主に専門医療、慢性疾患への対応を行う病院	池袋西口病院、 <u>岡本病院</u> 、要町病院、関野病院、高田馬場病院、としま昭和病院、 <u>原整形外科病院</u> 、副都心病院（区内 <u>8か所</u> ）	

	3	医療施設等の基盤整備	
	【区内の災害拠点病院等】		
	指定区分	説明	指定病院
	災害拠点病院	○主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	都立大塚病院（区内1か所）
災害拠点連携病院	○主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院	池袋病院、一心病院、長汐病院（区内 <u>3か所</u> ）	
災害医療支援病院	○主に専門医療、慢性疾患への対応を行う病院	池袋西口病院、要町病院、関野病院、高田馬場病院、としま昭和病院、副都心病院、 <u>豊島中央病院</u> （区内 <u>7か所</u> ）	

P188	第5節	具体的な取組【予防対策】
	1	初動医療体制等の整備
	(2)	医療救護活動等の確保
	②	医療救護の流れ
	【医療救護所等の役割】	
	名称	説明
	緊急医療救護所	○区が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う。

	第5節	具体的な取組【予防対策】
	1	初動医療体制等の整備
	(2)	医療救護活動等の確保
	②	医療救護の流れ
	【医療救護所等の役割】	
	名称	説明
	緊急医療救護所	○区が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う。

救援センター 医療救護所	○ <u>区が、救援センターの立ち上げと同時（災害発生後おおむね1日以内）に救援センター内に設置する医療救護所。</u> ○救援センター地域本部12か所に開設し、主に軽症者の対応、慢性疾患患者への調剤、体調不良等の診察・相談を行う。
医療対策本部	○災害時の医療救護活動を統括・調整するための医療救護活動拠点

救援センター 医療救護所	○救援センター地域本部12か所に開設し、主に軽症者の対応、慢性疾患患者への調剤、体調不良等の診察・相談を行う。
医療対策本部	○災害時の医療救護活動を統括・調整するための医療救護活動拠点

P192

③取組

イ 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所を確保

【緊急医療救護所の開設予定場所】

災害拠点連携病院等	緊急医療救護所開設予定場所
池袋病院	東池袋公園
一心病院	巣鴨公園
<u>大同病院</u>	高田第三公園
高田馬場病院	
としま昭和病院	としま昭和病院
長汐病院	長汐病院
<u>原整形外科病院</u>	<u>原整形外科病院</u>

③取組

イ 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所を確保

【緊急医療救護所の開設予定場所】

災害拠点連携病院等	緊急医療救護所開設予定場所
<u>都立大塚病院</u>	<u>都立大塚病院前</u>
池袋病院	東池袋公園
一心病院	巣鴨公園
<u>長汐病院</u>	<u>長汐病院前</u>
高田馬場病院	<u>高田第三公園</u>
としま昭和病院	としま昭和 <u>病院前</u>
要町病院	要町 <u>病院前</u>

P194		要町病院	要町病院		副都心病院		
		副都心病院			池袋西口病院	西池袋公園	
		池袋西口病院	西池袋公園		関野病院	関野病院前	
		都立大塚病院	都立大塚病院				
		関野病院	関野病院				
		岡本病院	大塚台公園				
P194	2	医薬品・医療資器材の確保		2	医薬品・医療資器材の確保		
	(2)	取組		(2)	取組		
		○災害薬事センターは池袋保健所内に設置する。			○災害薬事センターは保健所内に設置する。		
P194	3	医療施設の基盤整備		3	医療施設の基盤整備		
		【災害拠点病院等】			【災害拠点病院等】		
		指定区分	説明	指定病院	指定区分	説明	指定病院
		災害拠点病院	○主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	都立大塚病院（区内1か所）	災害拠点病院	○主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	都立大塚病院（区内1か所）
		災害拠点連携病院	○主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院	池袋病院、一心病院、大同病院、豊島中央病院、長汐病院（区内5か所）	災害拠点連携病院	○主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院	池袋病院、一心病院、長汐病院（区内3か所）

災害医療 支援病院	○主に専門医療、慢性疾患への対応を行う病院	池袋西口病院、 <u>岡本病院</u> 、要町病院、関野病院、高田馬場病院、としま昭和病院、 <u>原整形外科病院</u> 、 <u>副都心病院</u> （区内 <u>8か所</u> ）	災害医療 支援病院	○主に専門医療、慢性疾患への対応を行う病院	池袋西口病院、要町病院、関野病院、高田馬場病院、としま昭和病院、副都心病院、 <u>豊島中央病院</u> （区内 <u>7か所</u> ）
P199	<p>第6節 具体的な取組【応急対策】</p> <p>1 初動医療体制等</p> <p>(3) 初動期の医療救護活動</p> <p>②取組</p> <p>ア 医療対策本部の設置</p> <p>○医療対策本部は、<u>区役所本庁舎</u>に開設する。</p>		P202	<p>第6節 具体的な取組【応急対策】</p> <p>1 初動医療体制等</p> <p>(3) 初動期の医療救護活動</p> <p>②取組</p> <p>ア 医療対策本部の設置</p> <p>○医療対策本部は、<u>保健所</u>に開設する。</p>	
P202	<p>(4) 負傷者等の搬送体制</p> <p>③取組</p> <p>○負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、各消防署等の関係機関と連携し、状況に応じて、次のとおり実施する。車両等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、搬送手段の更なる拡充を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関に配車・搬送を要請する。 ・区庁有車、又は医療救護班が使用した車両により搬送する。 ・民間の患者等搬送事業者の協力を得て搬送する。 ・区職員及び消防機関職員、緊急医療救護所に参集した医療スタッフが担架で搬送する。 ・協定先の支援を得て搬送する。 ・<u>豊島区民社会福祉協議会</u>、豊島区社会福祉事業団が所有する車両の提供を得て搬送する。 		P202	<p>(4) 負傷者等の搬送体制</p> <p>③取組</p> <p>○負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、各消防署等の関係機関と連携し、状況に応じて、次のとおり実施する。車両等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、搬送手段の更なる拡充を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関に配車・搬送を要請する。 ・区庁有車、又は医療救護班が使用した車両により搬送する。 ・民間の患者等搬送事業者の協力を得て搬送する。 ・区職員及び消防機関職員、緊急医療救護所に参集した医療スタッフが担架で搬送する。 ・協定先の支援を得て搬送する。 ・豊島区社会福祉事業団が所有する車両の提供を得て搬送する。 	

P205	<p>2 医薬品・医療資器材の供給</p> <p>(2) 取組</p> <p>①災害薬事センターの設置</p> <p>○震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または区長が必要と認めたときに、<u>池袋</u>保健所内に災害薬事センターを設置する。</p>	<p>2 医薬品・医療資器材の供給</p> <p>(2) 取組</p> <p>①災害薬事センターの設置</p> <p>震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または区長が必要と認めたときに、<u>保健所内</u>に災害薬事センターを設置する。</p>
------	---	--

頁	修正前	修正後
P219	<p>第8章 帰宅困難者対策</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>6 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発</p> <p>○都は、<u>令和4年度から</u>、発災時の都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の<u>開発に着手している</u>。</p>	<p>第8章 帰宅困難者対策</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>6 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発<u>運用</u></p> <p>○都は、発災時の都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の<u>運用を令和6年度末に開始した</u>。</p>
P221	<p>第2節 課題</p> <p>2 帰宅困難者への情報通信体制整備に関する課題</p> <p>○区においても、帰宅困難者や関係機関向けに区ホームページ、区公式SNS、安全安心メール等の情報提供方法を整備しているが、発災時にスマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性がますます高まってきていることから、適時適切な情報発信や通信環境の強靱化等が一層求められる。</p> <p>第3節 対策の方向性</p> <p>2 情報通信基盤の整備及び情報提供体制の構築</p> <p>○国、都、区、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。</p> <p>○都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを<u>開発するとともに、このシステム</u>が十分に活用できるよう、一時滞在施設における通信体制の強靱化等に努める。</p>	<p>第2節 課題</p> <p>2 帰宅困難者への情報通信体制整備に関する課題</p> <p>○区においても、帰宅困難者や関係機関向けに区ホームページ、区公式SNS、安全安心メール、<u>デジタルサイネージ</u>等の情報提供方法を整備しているが、発災時にスマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性がますます高まってきていることから、適時適切な情報発信や通信環境の強靱化等が一層求められる。</p> <p>第3節 対策の方向性</p> <p>2 情報通信基盤の整備及び情報提供体制の構築</p> <p>○国、都、区、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。</p> <p>○都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムが十分に活用できるよう、一時滞在施設における通信体制の強靱化等に努める。</p>

P222	<p>第4節 到達目標</p> <p>3 DXを活用した安否確認と情報提供のための体制整備</p> <p>○都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを<u>開発</u>・運用するとともに一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化を図ることで、発災時に滞留者や帰宅困難者が必要な情報が入手でき、円滑に安否確認や一時滞在施設への案内・誘導等が行える体制を構築する。</p>	<p>第4節 到達目標</p> <p>3 DXを活用した安否確認と情報提供のための体制整備</p> <p>○都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを運用するとともに一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化を図ることで、発災時に滞留者や帰宅困難者が必要な情報が入手でき、円滑に安否確認や一時滞在施設への案内・誘導等が行える体制を構築する。</p>
P228	<p>第5節 具体的な取組【予防対策】</p> <p>1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底</p> <p>(2) 取組</p> <p>③池袋駅周辺混乱防止対策協議会</p> <p>ア 池袋駅周辺混乱防止対策協議会の主な所掌事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>現地連絡調整所</u>及び情報提供ステーション等の設置 <p>イ 「池袋ルール」の策定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>池袋ルール②「協議会は連携して対応する」(共助)→協議会が中心となり、組織化されていない買い物客等に対応</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>○協議会は、協力して、<u>現地情報連絡所</u>を設置し必要な情報を収集する。</p> </div>	<p>第5節 具体的な取組【予防対策】</p> <p>1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底</p> <p>(2) 取組</p> <p>③池袋駅周辺混乱防止対策協議会</p> <p>ア 池袋駅周辺混乱防止対策協議会の主な所掌事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>帰宅困難者対策本部</u>及び情報提供ステーション等の設置 <p>イ 「池袋ルール」の策定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>池袋ルール②「協議会は連携して対応する」(共助)→協議会が中心となり、組織化されていない買い物客等に対応</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>○協議会は、協力して、<u>帰宅困難者対策本部</u>を設置し必要な情報を収集する。</p> </div>

P229 ウ 池袋駅周辺混乱防止対策協議会の活動

○池袋駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、デジタルサイネージやエリアメール、SNS、スマートフォンのアプリなどを積極的に活用する。あらかじめ、情報収集や駅前滞留者への情報提供について、池袋駅周辺混乱防止対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておく。

ウ 池袋駅周辺混乱防止対策協議会の活動

○池袋駅周辺の地域特性を踏まえ、情報収集や駅前滞留者への情報提供にあたっては、大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、帰宅困難者対策オペレーションシステムやデジタルサイネージ、エリアメール、SNS、スマートフォンのアプリなどを積極的に活用する。また、あらかじめ、池袋駅周辺混乱防止対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておく。

P231 2 帰宅困難者への情報通信体制整備

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

(1) 対策内容と役割分担

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都総務局	○帰宅困難者対策オペレーションシステムの <u>開発・運用</u>

機関名	対策内容
都総務局	○帰宅困難者対策オペレーションシステムの運用

(2) 取組

(2) 取組

○都は、スマートフォンの GPS 情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。

○都は、スマートフォンの GPS 情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。

○なお、令和5年度末を目途に、都内の一時滞在施設の開設・運営状況を把握するシステムを実装し、その後順次運用を開始。令和6年度末までに、人流混雑状況を含め、帰宅困難者対策に必要な機能を実装できるよう、開発を進めていく。その後、実災害等で運用し、更なる機能向上を図る。

P238 第6節 具体的な取組【応急対策】

1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

(2) 取組

○また、都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS情報に基づく混雑状況やSNS投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。

○公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区や交通事業者が連携して情報を共有し、都内滞留者へ適切に発信する。

第6節 具体的な取組【応急対策】

1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

(2) 取組

○また、都が開発した帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS情報に基づく混雑状況やSNS投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。

○公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区や交通事業者が連携して情報を共有し、都内滞留者へ適切に発信する。

P238 2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

(1) 対策内容と役割分担

2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<p>○区立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設要請</p> <p>○一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施</p>

機関名	対策内容
区	<p>○区立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設要請</p> <p><u>○都に対し、都立の一時滞在施設の開設を依頼</u></p> <p>○一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施</p>

P240 (3) 取組

①一時滞在施設の開設要請

○区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や区立の一時滞在施設に対し開設要請を行う。

(3) 取組

①一時滞在施設の開設要請

○区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や区立の一時滞在施設に対し開設要請を行う。また、都に対し、都立の一時滞在施設の開設要請を依頼する。

P244	<p>5 池袋駅周辺での混乱防止</p> <p>(2) 取組</p> <p>○池袋駅周辺混乱防止対策協議会は、発災時に<u>活動の拠点</u>となる<u>現地連絡調整所</u>を立ち上げる。</p> <p>○<u>現地連絡調整所</u>に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。あわせて、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。</p> <p><u>○災害発生直後においては、協議会参加団体が参集して現地連絡調整所を速やかに立ち上げることが困難な場合がある。現地連絡調整所は、行政側で立ち上げを行うことも検討し、その場合は、ある程度、池袋駅周辺混乱防止対策協議会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。</u></p> <p>○<u>現地連絡調整所</u>は、デジタルサイネージ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。</p> <p>○池袋駅周辺混乱防止対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。</p>	<p>5 池袋駅周辺での混乱防止</p> <p>(2) 取組</p> <p>○ 池袋駅周辺混乱防止対策協議会は、<u>区と共に</u>発災時に<u>帰宅困難者対策の連絡調整拠点</u>となる<u>帰宅困難者対策本部</u>を立ち上げる。</p> <p>○<u>帰宅困難者対策本部</u>に加え、駅前滞留者に情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。あわせて、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。</p> <p>○<u>情報提供ステーション</u>は、デジタルサイネージ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。</p> <p>○池袋駅周辺混乱防止対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。</p>
------	---	---

P245

【池袋駅周辺に設置される帰宅困難者対策の活動拠点】

活動拠点名称	設置場所	役割
<u>現地連絡調整所</u>	<u>○池袋駅はJR東日本池袋駅敷地内(鉄道事業者等の協力により設置)</u>	○災害情報の収集・整理と区本部への報告するとともに、区本部からの指示・情報を各事業者に伝達する。 ○池袋駅周辺混乱防止対策協議会と区が連携して開設及び運営する。
情報提供ステーション	○池袋駅東口(池袋駅東口タクシープール北側歩道上) ○池袋駅西口(池袋駅前広場)	○ <u>現地連絡調整所</u> からの情報を駅周辺の滞留者等に伝達する。

【池袋駅周辺に設置される帰宅困難者対策の活動拠点】

活動拠点名称	設置場所	役割
<u>帰宅困難者対策本部</u>	○ <u>豊島区役所</u>	○災害情報の収集・整理と区本部への報告するとともに、区本部からの指示・情報を各事業者に伝達する。 ○池袋駅周辺混乱防止対策協議会と区が連携して開設及び運営する。
情報提供ステーション	○池袋駅東口(池袋駅東口タクシープール北側歩道上) ○池袋駅西口(池袋駅前広場)	○ <u>帰宅困難者対策本部</u> からの情報を駅周辺の滞留者等に伝達する。

頁	修正前	修正後
P255	<p>第9章 避難者対策</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>3 救援センターの管理運営体制の整備</p> <p>(1) 救援センター等の開設運営マニュアルの整備</p> <p>○救援センターを運営するにあたっての必要事項等を示した「救援センター開設・<u>運営</u>キット」、「救援センター開設標準マニュアル」及び各救援センターの特性に合わせた「個別マニュアル」を整備した。</p> <p>○救援センターとなる小中学校等の施設をいち早く開錠できるよう町会連合会及び教育委員会と救援センターの鍵の共有に係る覚書を締結した。先に記載した「救援センター開設・<u>運営</u>キット」、「救援センター開設標準マニュアル」及び「個別マニュアル」も合わせて活用することで、夜間・休日に発災した場合、職員の参集を待たず、救援センターの開設・運営が可能となった。</p>	<p>第9章 避難者対策</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>3 救援センターの管理運営体制の整備</p> <p>(1) 救援センターの管理運営体制の整備</p> <p>○救援センター等の開設運営マニュアルの整備</p> <p>救援センターを運営するにあたっての必要事項等を示した「救援センター開設キット」、「救援センター開設標準マニュアル」及び各救援センターの特性に合わせた「個別マニュアル」を整備した。</p> <p>○救援センターとなる小中学校等の施設をいち早く開錠できるよう町会連合会及び教育委員会と救援センターの鍵の共有に係る覚書を締結した。先に記載した「救援センター開設キット」、「救援センター開設標準マニュアル」及び「個別マニュアル」も合わせて活用することで、夜間・休日に発災した場合、職員の参集を待たず、救援センターの開設・運営が可能となった。</p>
P256	<p>(3) 救援センター等における開設運営訓練の実施</p> <p>○補助救援センター対象施設の職員や、<u>「女性の視点からの防災講座」受講者、豊島区防災士資格取得助成事業を活用し防災士資格を取得した者</u>等にも参加を促し、地域防災組織との連携を図る。</p>	<p>(3) 救援センター等における開設運営訓練の実施</p> <p>○補助救援センター対象施設の職員や、<u>防災リーダー（防災士）（避難所業務に関する指揮又は助言を行う）、女性防災リーダー（女性の視点を取り入れた避難所業務に関する指揮又は助言を行う）、防災サポーター（避難所業務の支援を行う）</u>等にも参加を促し、地域防災組織との連携を図る。</p>
P257	<p>第2節 課題</p> <p>○救援センターにおける安全・安心の確保や、女性・要配慮者等のニーズに応える必要がある。</p>	<p>第2節 課題</p> <p>○救援センターにおける安全・安心の確保や、女性・<u>性的マイノリティ</u>・要配慮者等のニーズに応える必要がある。</p>

P265	<p>第4節 到達目標</p> <p>2 女性・要配慮者等の視点も含めた救援センター運営体制の確立</p> <p>○専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、女性・要配慮者等の視点も踏まえた救援センター運営体制を確立する。</p>	<p>第4節 到達目標</p> <p>2 女性・<u>性的マイノリティ</u>・要配慮者等の視点も含めた救援センター運営体制の確立</p> <p>○<u>女性防災リーダー</u>、専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、女性・<u>性的マイノリティ</u>・要配慮者等の視点も踏まえた救援センター運営体制を確立する。</p>							
	<p>第5節 具体的な取組【予防対策】</p> <p>3 救援センターの管理運営体制の整備等</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>○<u>飼養動物</u>の同行避難の体制整備</td> </tr> </tbody> </table>		機関名	対策内容	区	○ <u>飼養動物</u> の同行避難の体制整備	<p>第5節 具体的な取組【予防対策】</p> <p>3 救援センターの管理運営体制の整備等</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>○<u>ペット</u>の同行避難の体制整備</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容
機関名	対策内容								
区	○ <u>飼養動物</u> の同行避難の体制整備								
機関名	対策内容								
区	○ <u>ペット</u> の同行避難の体制整備								
P266	<p>(2) 取組</p> <p>≪区≫</p> <p>①「救援センター開設・運営マニュアル」等の整備と見直し</p> <p>○区は、救援センターの管理運営が混乱なく円滑に行われるよう「救援センター開設運営に関するマニュアル」を作成している。国や都の動向、専門家等との定期的な情報交換、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズを踏まえ、適宜修正を行う。</p>	<p>(2) 取組</p> <p>≪区≫</p> <p>①「救援センター開設・運営マニュアル」等の整備と見直し</p> <p>○区は、救援センターの管理運営が混乱なく円滑に行われるよう「救援センター開設運営に関するマニュアル」を作成している。国や都の動向、専門家等との定期的な情報交換、要配慮者や女性・子供・<u>性的マイノリティ</u>など様々な避難者のニーズを踏まえ、適宜修正を行う。</p> <p>○<u>救援センターの運営においては、「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」に則った対応を行うと共に、プライバシー確保の対応や必要物資の配布等、性的マイノリティ当事者の意向にも配慮した救援センターの運営に努める。</u></p>							

<p>P267</p>	<p>④飼養動物同行避難の受入体制整備</p> <p>○獣医師会等と連携し、動物避難所開設マニュアルを作成し、同行避難してきた飼養動物の受入体制を整備する。</p> <p>○救援センターに設置される動物避難所の運営にあたって、必要となる資器材等を整備し、「動物避難所開設ボックス」を配備する。</p> <p>4 補助救援センター</p> <p>(2) 取組</p> <p>②「補助救援センター開設・運営マニュアル」等の整備と見直し</p> <p>○補助救援センターに指定されている地域区民ひろばでは、「補助救援センター開設・運営マニュアル」を整備している。「救援センター開設運営に関するマニュアル」の見直しや補助救援センター開設運営訓練で明確になった課題等を通じて、マニュアルの見直しを適宜実施する。</p> <p>5 福祉救援センター</p> <p>(2) 取組</p> <p>②「福祉救援センター開設・運営マニュアル」等の整備と見直し</p> <p>○「福祉救援センター開設・運営マニュアル」等の整備に着手し、開設運営体制の整備を図っている。</p>	<p>④ペット同行避難の受入体制整備</p> <p>○獣医師会等と連携し、動物避難所開設マニュアルを作成し、同行避難してきたペットの受入体制を整備した。</p> <p>○救援センターに設置される動物避難所の運営にあたって、必要となる資器材等を整備し、「動物避難所開設ボックス」を配備している。</p> <p>4 補助救援センター</p> <p>(2) 取組</p> <p>②「補助救援センター開設・運営マニュアル」等の整備と見直し</p> <p>○補助救援センターに指定されている地域区民ひろば及びジャンプでは、「補助救援センター開設・運営マニュアル」を整備している。「救援センター開設運営に関するマニュアル」の見直しや補助救援センター開設運営訓練で明確になった課題等を通じて、マニュアルの見直しを適宜実施する。</p> <p>5 福祉救援センター</p> <p>(2) 取組</p> <p>②「福祉救援センター開設・運営マニュアル」等の整備と見直し</p> <p>○「福祉救援センター開設・運営マニュアル」等の整備を進め、開設運営体制の整備を図っている。</p>
<p>P268</p>	<p>6 車中泊</p> <p>(2) 取組</p> <p>②車中泊発生抑制に向けた取組</p>	<p>6 車中泊</p> <p>(2) 取組</p> <p>②車中泊発生抑制に向けた取組</p>

<p>「都」「区」</p> <p>○発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページや Twitter、その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。</p> <p>P276 第6節 具体的な取組【応急対策】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(3) 取組</p> <p>④災害時要援護者の避難支援</p> <p>イ 避難誘導</p> <p>【安否確認者による災害時要援護者への対応】</p> <table border="1" data-bbox="152 628 1115 874"> <thead> <tr> <th>災害時要援護者の状況</th> <th>安否確認者の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救助必要</td> <td>直ちに警察や消防に連絡する。 警察や消防への連絡が見つからない場合は、区本部(災対福祉部) 又は最寄りの救援センターに連絡し、救助の要請を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	災害時要援護者の状況	安否確認者の対応	救助必要	直ちに警察や消防に連絡する。 警察や消防への連絡が見つからない場合は、 区本部(災対福祉部) 又は最寄りの救援センターに連絡し、救助の要請を行う。	<p>「都」「区」</p> <p>○発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページや SNS、その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。</p> <p>第6節 具体的な取組【応急対策】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(3) 取組</p> <p>④災害時要援護者の避難支援</p> <p>イ 避難誘導</p> <p>【安否確認者による災害時要援護者への対応】</p> <table border="1" data-bbox="1151 628 2114 874"> <thead> <tr> <th>災害時要援護者の状況</th> <th>安否確認者の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救助必要</td> <td>直ちに警察や消防に連絡する。 警察や消防への連絡が見つからない場合は、周囲にいる人への声掛け 又は最寄りの救援センターに連絡し、救助の要請を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	災害時要援護者の状況	安否確認者の対応	救助必要	直ちに警察や消防に連絡する。 警察や消防への連絡が見つからない場合は、 周囲にいる人への声掛け 又は最寄りの救援センターに連絡し、救助の要請を行う。
災害時要援護者の状況	安否確認者の対応								
救助必要	直ちに警察や消防に連絡する。 警察や消防への連絡が見つからない場合は、 区本部(災対福祉部) 又は最寄りの救援センターに連絡し、救助の要請を行う。								
災害時要援護者の状況	安否確認者の対応								
救助必要	直ちに警察や消防に連絡する。 警察や消防への連絡が見つからない場合は、 周囲にいる人への声掛け 又は最寄りの救援センターに連絡し、救助の要請を行う。								
<p>P278 2 救援センターの開設・運営</p> <p>(2) 取組</p> <p>③救援センターの収容基準</p> <p>○避難スペースは、<u>一人当たりの専有面積を4㎡程度とする。段ボール間仕切りを使用できる場合には、飛沫等の飛散防止対策を実施したうえで、一人あたりの専有面積は概ね2㎡程度とする。</u></p>	<p>2 救援センターの開設・運営</p> <p>(2) 取組</p> <p>③救援センターの収容基準</p> <p>○避難スペースは、一人当たりの専有面積を概ね2㎡程度とする。</p>								

	<p>④救援センターの運営・救援活動 ア 救援センターの運営体制</p> <p>○救援センターは、避難者による運営を基本とし、発災当日については、「救援センター開設<u>運営</u>キット」に基づき、それ以降については、救援センター運営調整会議のもと運営する。</p> <p>○救援センターの運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、区は豊島区災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。</p> <p>○<u>「女性の視点からの防災講座」受講者、豊島区防災士資格取得助成事業を活用し防災士資格を取得した者等をはじめとする専門性を有した者、ボランティアや職能団体等の協力を得て、救援センターの運用にあたる。</u></p> <p>○同行避難してきた動物を保護する場所を定め、飼い主同士で「動物救護チーム」を編成し、動物避難所の管理・運営を行う。</p>
<p>P281 3 補助救援センター (2) 取組</p> <p>①補助救援センターの開設</p> <p>○救援センター長は地域本部長<u>または地域本部長補佐</u>に調整を要請する。地域本部長<u>または地域本部長補佐</u>は、まず、管轄する地域内において避難者収容を調整する。地域内で避難者を収容しきれない場合には、補助救援センター課に調整を要請する。</p>	<p>④救援センターの運営・救援活動 ア 救援センターの運営体制</p> <p>○救援センターは、避難者による運営を基本とし、発災当日については、「救援センター開設<u>キット</u>」に基づき、それ以降については、救援センター運営調整会議のもと運営する。</p> <p>○救援センターの運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、区は豊島区災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。</p> <p>○<u>防災リーダー（防災士）（避難所業務に関する指揮又は助言を行う）、女性防災リーダー（女性の視点を取り入れた避難所業務に関する指揮又は助言を行う）、防災サポーター（避難所業務の支援を行う）で構成される「避難所開設運営支援員」を令和8年度に創設する予定である。</u></p> <p><u>この制度は、本計画で定める地域防災組織と連携、協力して、救援センター（避難所）の開設及び運営に関する業務を行うことを役割としており、災害救助法第8条に基づいて区長が発する協力命令によって、避難所業務に従事する。詳細については、「避難所開設運営支援員に関する要綱」で定める。</u></p> <p>○同行避難してきた動物を保護する場所を定め、飼い主同士で「動物救護チーム」を編成し、動物避難所の管理・運営を行う。</p> <p>3 補助救援センター (2) 取組</p> <p>①補助救援センターの開設</p> <p>○救援センター長は地域本部長に調整を要請する。地域本部長は、まず、管轄する地域内において避難者収容を調整する。地域内で避難者を収容しきれない場合には、補助救援センター課に調整を要請する。</p>

P286

7 ボランティアの受入れ

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	「 救援センター開設標準マニュアル 」にある業務手順による、ボランティアの派遣要請と受入 区市町村 災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアを派遣 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携

7 ボランティアの受入れ

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	「 救援センター開設標準マニュアル 」にある業務手順による、ボランティアの派遣要請と受入 区災害 ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアを派遣 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携

頁	修正前	修正後										
P289	<p>第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>1 食料・水・生活必需品の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者を対象とした食料の備蓄として、クラッカー、アルファ化米等を都区で合わせて3日分を確保（4日目からは、国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）からの調達物資等での対応を想定） ・被災乳幼児用（2歳未満）用の調製粉乳等を都と区市町村を合わせて、おおむね7日分を確保 ・救援センターに応急給水栓の設置 30 か所（令和 <u>6年4月</u>） ・指定防災井戸 <u>171 か所</u>（令和 <u>6年2月</u>） ・毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品等の生活必需品や感染症対策資器材の備蓄 	<p>第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>1 食料・水・生活必需品の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者を対象とした食料の備蓄として、クラッカー、アルファ化米等を都区で合わせて3日分を確保（4日目からは、国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）からの調達物資等での対応を想定） ・被災乳幼児用（2歳未満）用の調製粉乳等を都と区市町村を合わせて、おおむね7日分を確保 ・救援センターに応急給水栓の設置 30 か所（令和 <u>7年12月</u>） ・指定防災井戸 <u>170 か所</u>（令和 <u>7年12月</u>） ・毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品等の生活必需品や感染症対策資器材の備蓄 ・<u>避難動物用の若干の衛生用品・ペットケージ 等</u> 										
P293	<p>第5節 具体的な取組【予防対策】</p> <p>1 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>(イ) 備蓄物資品目</p> <p>【生活必需品】</p> <table border="1" data-bbox="147 1209 1111 1406"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>備蓄計画数</th> <th>選定理由等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>段ボールベッド（間仕切り）</td> <td>42,000 枚</td> <td>○災害時の避難所における <u>新型コロナウイルス感染症対策及び</u> プライバシーの確保のために、<u>段ボールベッド（間仕切り）</u> を備蓄します。</td> </tr> </tbody> </table>	品目	備蓄計画数	選定理由等	段ボールベッド（間仕切り）	42,000 枚	○災害時の避難所における <u>新型コロナウイルス感染症対策及び</u> プライバシーの確保のために、 <u>段ボールベッド（間仕切り）</u> を備蓄します。	<p>第5節 具体的な取組【予防対策】</p> <p>1 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>(イ) <u>主な備蓄物資品目（※備蓄計画数やその他備蓄品目等は「豊島区備蓄物資計画」のとおり。）</u></p> <p>【生活必需品】</p> <table border="1" data-bbox="1149 1209 2096 1406"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>選定理由等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間仕切り</td> <td>○災害時の避難所におけるプライバシーの確保 <u>及び感染症対策</u> のために、<u>間仕切り</u> を備蓄します。</td> </tr> </tbody> </table>	品目	選定理由等	間仕切り	○災害時の避難所におけるプライバシーの確保 <u>及び感染症対策</u> のために、 <u>間仕切り</u> を備蓄します。
品目	備蓄計画数	選定理由等										
段ボールベッド（間仕切り）	42,000 枚	○災害時の避難所における <u>新型コロナウイルス感染症対策及び</u> プライバシーの確保のために、 <u>段ボールベッド（間仕切り）</u> を備蓄します。										
品目	選定理由等											
間仕切り	○災害時の避難所におけるプライバシーの確保 <u>及び感染症対策</u> のために、 <u>間仕切り</u> を備蓄します。											

P299

5 輸送車両等の確保
(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○調達先及び調達予定数を物資輸送に関する計画等において明確化することで、調達体制を整備する。 ○緊急通行車両として必要な車両の事前届出を行い、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受ける。
各警察署	○緊急通行車両等の確認

5 輸送車両等の確保
(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○調達先及び調達予定数を物資輸送に関する計画等において明確化することで、調達体制を整備する。 ○<u>災害応急対策等に従事する車両については、事前に届出を行い「標章」と「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。</u>
各警察署	○緊急通行車両等の確認

頁	修正前	修正後
P314	<p>第1章 放射性物質対策</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等</p> <p>○平成23年12月に策定した「豊島区放射性物質対策ガイドライン」に基づき、放射性物質の飛散に対処するため、区内各部署が適切に対応するとともに、区民の健康不安を払拭するために、大気中の空間放射線量についての定点測定等を実施した。</p> <p>第2節 課題</p> <p>2 区民への情報提供策の構築</p> <p>○科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供、農林水産物の安全性の確保、出荷制限等に関する情報の提供、問合せに対応する窓口の整備など、区民への情報提供策を講じることが必要である。</p> <p>第3節 対策の方向性</p> <p>2 情報提供策の構築</p> <p>○国、都との連携を強化し、土壌や水環境、空間における汚染状況や食品の流通等に関する情報収集を行い、区民へ適切な情報を提供できる体制を整備する。</p>	<p>第1章 放射性物質対策</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等</p> <p>○平成23年12月に策定した「豊島区放射性物質対策ガイドライン」(以下「<u>放射性物質対策ガイドライン</u>」という)に基づき、放射性物質の飛散に対処するため、区内各部署が適切に対応するとともに、区民の健康不安を払拭するために、大気中の空間放射線量についての定点測定等を実施した。</p> <p>第2節 課題</p> <p>2 区民への情報提供策の構築</p> <p>○<u>国や都が発信する</u>科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供、農林水産物の安全性の確保<u>や</u>出荷制限等に関する情報の提供、問合せに対応する窓口の整備など、区民への情報提供策を講じることが必要である。</p> <p>第3節 対策の方向性</p> <p>2 情報提供策の構築</p> <p>○国、都との連携を強化し、<u>国や都のモニタリングポストにおける空間の放射線量率の推移を監視するとともに、いわゆる「ホットスポット」の発生状況及び、土壌や水環境における汚染状況、食品の流通等に関する情報収集を行い、</u>区民へ適切な情報を提供できる体制を整備する。</p>

P316

第6節 具体的な取組【応急対策】

2 区民への情報提供等対策内容と役割分担

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表

(2) 取組

《区》

○情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

《都環境局》

- 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。
- 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。

第6節 具体的な取組【応急対策】

2 区民への情報提供等対策内容と役割分担

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<u>国や都が国や都が実施しているモニタリングポストにおける空間放射線に関する情報収集</u> <u>必要に応じて、空間放射線量や放射性物質の測定・検査を実施し、内容・結果の公表</u>

(2) 取組

《区》

○国や都はモニタリングポストで空間放射線量の常時監視を行っている。また都保健医療局（健康安全研究センター）では水道水や降下物等の放射能測定を定期的に行っている。区はこれらの情報を収集する。

○区は、国や都より収集した情報から放射線事故の発生を確認した場合には、区施設における空間放射線量の測定や土壌の放射能検査等必要な調査を実施し、その結果を公表する。

○情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

《都環境局》

- 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。
- 都内区市町村、東京二十三区清掃一部事務組合等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。

P317	<p>≪都保健医療局≫</p> <p>○空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定結果について、情報提供する。</p>	<p>≪都保健医療局≫</p> <p>○空間放射線量や<u>水道水、降下物（雨や塵）</u>、流通食品等の放射性物質の測定結果について、情報提供する。</p>
P318	<p>第7節 具体的な取組【復旧対策】</p> <p>2 放射性物質への対応</p> <p>(2) 取組</p> <p>○放射線量の測定及び除染等の対策を講じる場合は、<u>平成23年12月26日に策定した「豊島区放射性物質対策ガイドライン」</u>に基づき実施する。</p>	<p>第7節 具体的な取組【復旧対策】</p> <p>2 放射性物質への対応</p> <p>(2) 取組</p> <p>○ 放射線量の測定の結果、<u>放射性物質対策ガイドラインに示す目標値（毎時0.23マイクロシーベルト）</u>を超える場所が確認された場合には、<u>放射性物質対策ガイドライン</u>に基づき実施する。</p>

頁	修正前	修正後																											
P319	<p>第12章 住民生活の早期再建</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>3 ごみ処理、災害廃棄物処理</p> <p>○一方、区は令和3年3月に「<u>豊島区災害廃棄物処理計画</u>」を策定し、主に近い将来発生が予想される首都直下地震に対する平常時の備え、災害廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理を行うための応急対策及び復旧・復興対策等、必要な事項をあらかじめ整理している。</p> <table border="1" data-bbox="147 485 1111 1455"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 485 304 580">廃棄物等の種類</th> <th colspan="2" data-bbox="311 485 1111 580">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 585 304 1455">一般廃棄物</td> <td data-bbox="311 585 439 1211">災害廃棄物</td> <td data-bbox="445 585 1111 1211"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被災した区民の排出するごみ（通常生活で排出されるごみを除く）</u> ・ 避難施設で排出されるごみ（避難所ごみ） ・ 一部損壊家屋から排出される家財道具（片づけごみ） ・ 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物（<u>災害がれきなど</u>） ・ 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物（<u>災害がれきなど</u>） ・ <u>被災施設の仮設トイレからのし尿</u> ・ <u>被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く）</u> ・ その他、災害に起因する廃棄物 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="311 1216 439 1311">家庭ごみ、し尿</td> <td data-bbox="445 1216 1111 1311"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>通常生活で排出される生活ごみ</u> ・ <u>通常家庭のし尿</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="311 1316 439 1455">事業系一般廃棄物</td> <td data-bbox="445 1316 1111 1455"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く） ・ <u>災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物も含めて事業者責任で処理することを原則とする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物等の種類	概要		一般廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被災した区民の排出するごみ（通常生活で排出されるごみを除く）</u> ・ 避難施設で排出されるごみ（避難所ごみ） ・ 一部損壊家屋から排出される家財道具（片づけごみ） ・ 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物（<u>災害がれきなど</u>） ・ 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物（<u>災害がれきなど</u>） ・ <u>被災施設の仮設トイレからのし尿</u> ・ <u>被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く）</u> ・ その他、災害に起因する廃棄物 		家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>通常生活で排出される生活ごみ</u> ・ <u>通常家庭のし尿</u> 		事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く） ・ <u>災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物も含めて事業者責任で処理することを原則とする。</u> 	<p>第12章 住民生活の早期再建</p> <p>第1節 現在の到達状況</p> <p>3 ごみ処理、災害廃棄物処理</p> <p>○一方、区は令和3年3月に「<u>豊島区災害廃棄物処理基本計画</u>」を策定し、主に近い将来発生が予想される首都直下地震に対する平常時の備え、災害廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理を行うための応急対策及び復旧・復興対策等、必要な事項をあらかじめ整理している。<u>令和4年5月の「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直しや「東京都災害廃棄物処理計画」の改定を受けて、令和8年3月に豊島区災害廃棄物処理基本計画を改定予定である。</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 628 2103 1417"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1149 628 1547 676">廃棄物等の種類</th> <th data-bbox="1554 628 2103 676">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 681 1261 1417">一般廃棄物</td> <td data-bbox="1267 681 1417 1262">災害時に発生する廃棄物</td> <td data-bbox="1424 681 2103 1019"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（片付けごみ）</u> ・ <u>損壊家屋等の解体により発生する廃棄物（解体廃棄物）</u> ・ 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・ その他、災害に起因する廃棄物 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 1015 1417 1262">避難所ごみ等</td> <td data-bbox="1424 1015 2103 1262"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被災した区民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く）</u> ・ <u>避難施設等から排出されるし尿</u> ・ <u>避難施設等で排出される生活ごみ（避難所ごみ）</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 1267 1417 1315">家庭ごみ、し尿</td> <td data-bbox="1424 1267 2103 1315"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家庭から排出される生活ごみ及びし尿</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 1319 1417 1417">事業系一般廃棄物</td> <td data-bbox="1424 1319 2103 1417"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く） </td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物等の種類		概要	一般廃棄物	災害時に発生する廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（片付けごみ）</u> ・ <u>損壊家屋等の解体により発生する廃棄物（解体廃棄物）</u> ・ 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・ その他、災害に起因する廃棄物 		避難所ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被災した区民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く）</u> ・ <u>避難施設等から排出されるし尿</u> ・ <u>避難施設等で排出される生活ごみ（避難所ごみ）</u> 		家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家庭から排出される生活ごみ及びし尿</u> 		事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く）
廃棄物等の種類	概要																												
一般廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被災した区民の排出するごみ（通常生活で排出されるごみを除く）</u> ・ 避難施設で排出されるごみ（避難所ごみ） ・ 一部損壊家屋から排出される家財道具（片づけごみ） ・ 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物（<u>災害がれきなど</u>） ・ 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物（<u>災害がれきなど</u>） ・ <u>被災施設の仮設トイレからのし尿</u> ・ <u>被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く）</u> ・ その他、災害に起因する廃棄物 																											
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>通常生活で排出される生活ごみ</u> ・ <u>通常家庭のし尿</u> 																											
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く） ・ <u>災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物も含めて事業者責任で処理することを原則とする。</u> 																											
廃棄物等の種類		概要																											
一般廃棄物	災害時に発生する廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（片付けごみ）</u> ・ <u>損壊家屋等の解体により発生する廃棄物（解体廃棄物）</u> ・ 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・ その他、災害に起因する廃棄物 																											
	避難所ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被災した区民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く）</u> ・ <u>避難施設等から排出されるし尿</u> ・ <u>避難施設等で排出される生活ごみ（避難所ごみ）</u> 																											
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家庭から排出される生活ごみ及びし尿</u> 																											
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く） 																											

<p>P320</p>	<p>第2節 課題</p> <p>2 災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題</p> <p>○都内は下水道整備地域が多いため、し尿収集車の保有台数が少ない。</p>	<p>第2節 課題</p> <p>2 災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題</p> <p>○<u>令和7年3月に都が策定した「東京トイレ防災マスタープラン」を指針として、「災害時トイレ確保・管理計画」を策定する必要がある。この計画で災害用トイレの不足基数やトイレ空白エリアを明確にしたうえで、災害用トイレの確保及び管理の方針を打ち出す必要がある。</u></p> <p>○都内は下水道整備地域が多いため、し尿収集車の保有台数が<u>著しく</u>少ない。</p>
<p>P321</p>	<p>3 大量の災害廃棄物の処理に向けた課題</p> <p>○区内では、最大で43万トン発生する想定となっている災害廃棄物を処理するためには、<u>豊島区災害廃棄物処理計画</u>に掲げた基本方針などに則って処理する必要がある。</p>	<p>3 大量の災害廃棄物の処理に向けた課題</p> <p>○区内では、最大で43万トン発生する想定となっている災害廃棄物を処理するためには、<u>豊島区災害廃棄物処理基本計画</u>に掲げた基本方針などに則って処理する必要がある。</p>
<p>P322</p>	<p>第3節 対策の方向性</p> <p>2 災害用トイレの確保、し尿処理への備え</p> <p>○救援センター等での災害用トイレの充実を図る。</p> <p>3 災害廃棄物処理体制の構築</p> <p>○大量のごみや災害廃棄物の処理について、豊島区災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の構築を図る。</p>	<p>第3節 対策の方向性</p> <p>2 災害用トイレの確保、し尿処理への備え</p> <p>○<u>令和7年3月に都が策定した「東京トイレ防災マスタープラン」を指針として、「災害時トイレ確保・管理計画」を策定するとともに、救援センター等での災害用トイレの充実を図る。</u></p> <p>3 災害廃棄物処理体制の構築</p> <p>○大量のごみや災害廃棄物の処理について、<u>豊島区災害廃棄物処理基本計画</u>に基づいた処理体制の構築を図る。</p>

第4節 到達目標

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

○救援センター等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。

P324 第5節 具体的な取組【予防対策】

2 トイレの確保及びし尿処理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○災害用トイレの確保 ○し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 ○避難所毎の避難者数に応じた生活水の確保 ○都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール等への収集・運搬体制の確保等

P325 (2) 取組

①災害用トイレの確保

≪区≫

○携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ等の確保

第4節 到達目標

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

○令和7年3月に都が策定した「東京トイレ防災マスタープラン」を指針として、「災害時トイレ確保・管理計画」を策定する。この計画で災害用トイレの不足基数やトイレ空白エリアを明確にしたうえで、救援センター等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。

第5節 具体的な取組【予防対策】

2 トイレの確保及びし尿処理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○「災害時トイレ確保・管理計画」の策定と見直し ○災害用トイレの確保 ○し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 ○避難所毎の避難者数に応じた生活水の確保 ○都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール等への収集・運搬体制の確保等

(2) 取組

①災害用トイレの確保

≪区≫

○「災害時トイレ確保・管理計画」の策定と見直し

○「災害時トイレ確保・管理計画」に基づき、携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ等を確保

3 ごみ処理

(2) 取組

○区は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、豊島区災害廃棄物処理基本計画において具体的に示す。

3 ごみ処理

(2) 取組

○区は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、豊島区災害廃棄物処理基本計画において具体的に示す。

P326

4 災害廃棄物処理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○仮置場候補地を指定

4 災害廃棄物処理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ <u>一次</u> 仮置場候補地を指定

P331

第6節 具体的な取組【応急対策】

5 災害用トイレの確保及びし尿処理

○区は、豊島区災害廃棄物処理基本計画に基づき、救援センター等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集業務団体等関連事業者との協定等により確保可能となるし尿収集車台数等を把握した上で、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部））への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。

第6節 具体的な取組【応急対策】

5 災害用トイレの確保及びし尿処理

○区は、豊島区災害廃棄物処理基本計画に基づき、救援センター等の避難人数、災害用トイレの使用状況を把握したうえで必要があれば、し尿収集業務団体等関連事業者との協定、し尿収集車を確保し、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部））への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。

P336	<p>(3) 取組</p> <p>①災害用トイレの備蓄</p> <p>○それに加えて、災害時に救援センターとなる小中学校等には、し尿処理が不要となるマンホールトイレの整備を進めており、令和6年度末までに全救援センターの敷地内に整備が完了する予定である。</p>	<p>(3) 取組</p> <p>①災害用トイレの備蓄</p> <p>○それに加えて、災害時に救援センターとなる小中学校等には、し尿処理が不要となるマンホールトイレ、<u>災害用トイレ</u>の整備を進めており、令和6年度末までに全救援センターの敷地内に整備が完了する予定である。<u>(改修中の救援センターを除く)</u></p>								
P338	<p>③し尿の収集・運搬</p> <p>○都内ではし尿収集車保有台数が少ないことから、区部では、し尿を下水道へ直接投入する方法を主として想定するなど、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。</p>	<p>③し尿の収集・運搬</p> <p>○都内ではし尿収集車保有台数が<u>著しく</u>少ないことから、区部では、し尿を下水道へ直接投入する方法を主として想定するなど、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。</p>								
P338	<p>7 災害廃棄物処理</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1" data-bbox="152 919 1115 1490"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 919 327 999">機関名</th> <th data-bbox="327 919 1115 999">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 999 327 1490">区</td> <td data-bbox="327 999 1115 1490"> <ul style="list-style-type: none"> ○豊島区災害廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理行動手順に沿って対応 ○被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ○所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、各関係機関と仮置場や最終処分場について調整し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定 ○円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> ○豊島区災害廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理行動手順に沿って対応 ○被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ○所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、各関係機関と仮置場や最終処分場について調整し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定 ○円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携 	<p>7 災害廃棄物処理</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1149 919 2103 1490"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 919 1323 999">機関名</th> <th data-bbox="1323 919 2103 999">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 999 1323 1490">区</td> <td data-bbox="1323 999 2103 1490"> <ul style="list-style-type: none"> ○豊島区災害廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理行動手順に沿って対応 ○被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ○所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、各関係機関と仮置場や最終処分場について調整し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定 ○円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携 <u>○被災状況や災害廃棄物処理の進捗状況等に関する情報を集約、災害報告書の作成</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> ○豊島区災害廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理行動手順に沿って対応 ○被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ○所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、各関係機関と仮置場や最終処分場について調整し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定 ○円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携 <u>○被災状況や災害廃棄物処理の進捗状況等に関する情報を集約、災害報告書の作成</u>
機関名	対策内容									
区	<ul style="list-style-type: none"> ○豊島区災害廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理行動手順に沿って対応 ○被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ○所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、各関係機関と仮置場や最終処分場について調整し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定 ○円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携 									
機関名	対策内容									
区	<ul style="list-style-type: none"> ○豊島区災害廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理行動手順に沿って対応 ○被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ○所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、各関係機関と仮置場や最終処分場について調整し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定 ○円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携 <u>○被災状況や災害廃棄物処理の進捗状況等に関する情報を集約、災害報告書の作成</u> 									

P339 (2) 取組
 ⑤災害廃棄物等の保管
 ○区は、災害によって発生したがれきや片付けごみ等の災害廃棄物を仮置きするスペースである応急集積場所、区民仮置場、一次仮置場を設置する。設置前に現場確認を行い、仮置場の候補地の安全性を確認するとともに、仮置場閉鎖時に備えて、原状復帰に障害がでないよう環境モニタリングを実施する。特別区内に設置される仮置場等の類型及び設置時期は次のとおりである。

【仮置場等の種別】

種別	定義	設置主体	設置時期
<u>区民</u> 仮置場	○ <u>住宅地等に設置し</u> 、被災者の生活環境・空間の <u>確保</u> 、復旧のために被災家屋等から <u>片付けごみ</u> を一時的に搬出する場所。	区	発災 <u>1</u> 日後 ～ <u>1</u> か月

P357 7 区税等の徴収猶予及び減免等
 (1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○特別区税の徴収猶予及び減免 ○介護保険料、介護サービス利用料の減免 ○国民健康保険料、後期高齢者医療保険料と一部負担金の徴収猶予・減免 ○国民年金保険料の免除 ○ <u>保育所保育料の減額</u>

(2) 取組
 ⑤災害廃棄物等の保管
 ○区は、災害によって発生したがれきや片付けごみ等の災害廃棄物を仮置きするスペースである応急集積場所、一次仮置場を設置する。設置前に現場確認を行い、仮置場の候補地の安全性を確認するとともに、仮置場閉鎖時に備えて、原状復帰に障害がでないよう環境モニタリングを実施する。特別区内に設置される仮置場等の類型及び設置時期は次のとおりである。

【仮置場等の種別】

種別	定義	設置主体	設置時期
<u>一次</u> 仮置場	○被災者の生活環境・空間、復旧のために被災家屋等から <u>片づけたごみ</u> を一時的に搬出する場所。 <u>一時保管し、適正処理のための粗分別を行う。</u>	区	発災 <u>3</u> 日後～ <u>3</u> 年

7 区税等の徴収猶予及び減免等
 (1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○特別区税の徴収猶予及び減免 ○介護保険料、介護サービス利用料の減免 ○国民健康保険料、後期高齢者医療保険料と一部負担金の徴収猶予・減免 ○国民年金保険料の免除

<p>P358 (2) 取組</p> <p>①特別区税の納税緩和措置</p> <p>ア 期限の延長</p> <p>○災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により <u>災害が収まった後2か月以内に限り</u>、当該期限を延長する。</p>	<p>(2) 取組</p> <p>①特別区税の納税緩和措置</p> <p>ア 期限の延長</p> <p>○災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。</p>
<p>P360 <u>⑥保育所保育料の減額</u></p> <p><u>○災害により損失を受けた場合は、「豊島区保育料等に関する条例施行規則」に基づき、その損失の程度に応じて保育所保育料を減額する。</u></p>	
<p>P367 1 3 災害救助法の運用等</p> <p>(3) 取組</p> <p>③救助の種類</p> <p>【災害救助法に基づく救助の種類】</p> <p>○避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>○炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>○被服、寝具、<u>その他生活必需品の給与又は貸与</u></p> <p>○医療及び助産</p> <p>○被災者の救出</p> <p><u>○災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u></p> <p>○被災した住宅の応急修理</p> <p>○生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>○学用品の給与</p> <p>○埋葬</p>	<p>1 3 災害救助法の運用等</p> <p>(3) 取組</p> <p>③救助の種類</p> <p>【災害救助法に基づく救助の種類】</p> <p>○避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>○炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>○被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>○医療及び助産</p> <p>○被災者の救出</p> <p>○<u>福祉サービスの提供</u></p> <p>○被災した住宅の応急修理</p> <p>○<u>生業に必要な資金の貸与、器具又は資料の給与又は貸与</u></p> <p>○学用品の給与</p> <p>○埋葬</p>

<p>○死体の搜索及び処理</p>	<p>○死体の搜索及び処理 ○<u>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u></p>
-------------------	---

頁	修正前	修正後								
P392	<p>第2章 水害予防対策</p> <p>第6節 豪雨対策への取組み【避難方策】</p> <p>3 洪水浸水想定区域における避難確保体制</p> <p>(1) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項風水害時の洪水浸水想定区域の区民の救援センターは、以下の救援センターである。</p> <table border="1" data-bbox="147 437 1097 584"> <thead> <tr> <th>町丁目</th> <th>救援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高田一丁目、二丁目、三丁目、 <u>雑司が谷二丁目の一部</u></td> <td>目白小学校（第5地域本部） 千登世橋中学校（第5地域）</td> </tr> </tbody> </table>	町丁目	救援センター	高田一丁目、二丁目、三丁目、 <u>雑司が谷二丁目の一部</u>	目白小学校（第5地域本部） 千登世橋中学校（第5地域）	<p>第2章 水害予防対策</p> <p>第6節 豪雨対策への取組み【避難方策】</p> <p>3 洪水浸水想定区域における避難確保体制</p> <p>(1) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項風水害時の洪水浸水想定区域の区民の救援センターは、以下の救援センターである。</p> <table border="1" data-bbox="1149 437 2098 584"> <thead> <tr> <th>町丁目</th> <th>救援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高田一丁目、二丁目、三丁目</td> <td>目白小学校（第5地域本部） 千登世橋中学校（第5地域）</td> </tr> </tbody> </table>	町丁目	救援センター	高田一丁目、二丁目、三丁目	目白小学校（第5地域本部） 千登世橋中学校（第5地域）
町丁目	救援センター									
高田一丁目、二丁目、三丁目、 <u>雑司が谷二丁目の一部</u>	目白小学校（第5地域本部） 千登世橋中学校（第5地域）									
町丁目	救援センター									
高田一丁目、二丁目、三丁目	目白小学校（第5地域本部） 千登世橋中学校（第5地域）									
P393	<p>(2) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）</p> <table border="1" data-bbox="147 874 1097 1037"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大同病院</u></td> <td><u>高田 3-22-8</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	<u>大同病院</u>	<u>高田 3-22-8</u>	<p>(2) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）</p> <table border="1" data-bbox="1149 874 2098 1037"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高南保育園</u></td> <td><u>高田 1-24-14</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	<u>高南保育園</u>	<u>高田 1-24-14</u>
名称	所在地									
<u>大同病院</u>	<u>高田 3-22-8</u>									
名称	所在地									
<u>高南保育園</u>	<u>高田 1-24-14</u>									

P400 第3章 防災運動の推進【予防対策】
 第1節 防災意識の啓発
 3 地域の防災行動力の向上
気象庁は、住民一人ひとりの自助や住民同士の共助に基づく防災行動を促進するため、都の関係部局や、報道機関、地域の防災組織の他、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等とも幅広く連携を深め、気象警報や緊急地震速報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報などの防災気象情報への理解や情報活用能力の向上、防災・安全知識の普及活動に積極的に取り組む。

第3章 防災運動の推進【予防対策】
 第1節 防災意識の啓発
 3 地域の防災行動力の向上
区は、防災セミナーや各種講演会等を開催するとともに、ハザードマップ・防災地図、風水害対策に関わる区民の行動等を記したリーフレット等の配布・周知によって、地域の防災行動力の向上を図る。

P401 第4章 風水害初動態勢【応急対策】
 第1節 タイムラインの適用

第4章 風水害初動態勢【応急対策】
 第1節 タイムラインの適用

時期	防災対応の目安
台風等接近 24 時間前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援センターの開設 ・ 豊島区医師会等との連携を図り、各地域本部<u>及び</u><u>びとしまセンタースクエア</u>に救援センター医療救護所を開設 ・ 救援センターに配備する職員とは別に、各地域本部<u>及び</u><u>びとしまセンタースクエア</u>に区の常勤保健師2名を配備し、避難者の健康状態の把握及び健康相談を実施 ・ 警戒レベルに応じた高齢者等避難等の発令 ・ 避難行動要支援者の移送

時期	防災対応の目安
台風等接近 24 時間前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援センターの開設 ・ 豊島区医師会等との連携を図り、各地域本部に救援センター医療救護所を開設 ・ 救援センターに配備する職員とは別に、各地域本部に区の常勤保健師2名を配備し、避難者の健康状態の把握及び健康相談を実施 ・ 警戒レベルに応じた高齢者等避難等の発令 ・ 避難行動要支援者の移送